

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
38	地方税に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

足立区は、地方税の賦課徴収における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設定している。

評価実施機関名

東京都足立区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税に関する事務
	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」に分かれ事務を行っている。 1 住民税賦課業務（※「(別添1)業務の内容」を参照） 地方税法に基づき、その年の1月1日に足立区に居住している方に対し、確定申告書、給与支払報告書、公的年金支払報告書、特別区民税・都民税申告書（以下「住民税申告書」という。）の課税資料に基づき、住民税額を計算し、賦課決定する。 ○課税資料の入手 確定申告書：地方税ポータルシステム（以下「eLTAX」という。）より電子データで入手する。 給与支払報告書：給与支払者から足立区に提出される紙資料で入手する。もしくは、eLTAXや電子記録媒体より電子データで入手する。 公的年金支払報告書：年金保険者から足立区に提出される紙資料で入手する。もしくは、eLTAXより電子データで入手する。 住民税申告書等：住民から紙により入手する。 ○申告情報の入力 入手した課税資料を基に収入、所得情報、控除情報等を税務システムに登録する。 ・1～4月の当初申告時期 電子データで入手した資料はそのまま税務システムに登録する。 紙資料で入手した資料はパンチ委託事業者に委託しデータ化する。 データ化したファイルを税務システムに登録する。 ・当初申告時期以外 職員がオンライン入力を行い税務システムに登録する。 ○課税資料の回送及び調査、他機関への提供 足立区以外の課税資料が届いた場合、調査を行う。その結果、生活の本拠が足立区外であった場合は、該当自治体宛にeLTAXによる電子送信、または紙により回送する。生活の本拠が足立区内であった場合、eLTAXにより住民登録自治体へ通知する。 足立区外に住所を有する被扶養者等は、情報提供ネットワークシステムにより他自治体に所得情報等照会を行う。他機関から所得情報の照会依頼があった場合、情報提供ネットワークシステムにより他機関へ提供を行う。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム（中間サーバー・プラットフォーム）に係る事務』を参照 ○税額の通知 賦課決定した個人住民税については、納税通知書・税額通知書及び納付（納入）書を納税義務者・特別徴収義務者あてに通知する。印刷、封入・封緘、発送手続きは委託事業者が行う。 eLTAXで給与支払報告書を提出した特別徴収義務者には、eLTAXにより電子送信する。 公的年金からの特別徴収者については、年金特徴依頼情報を作成し、eLTAXにより年金保険者へ電子送信する。 ○賦課の更正 納税義務者より修正申告書が提出されたり、新たな賦課資料が判明した場合、または、申告の内容が誤っていることが判明した場合は税額を変更し、納税義務者に通知する。 ○特別徴収に係る業務 退職、転勤等の理由により、特別徴収義務者から給与の支払を受けなくなった場合、個人番号等を記載した給与所得者異動届出書を受け付け、徴収方法の変更等を行い、賦課情報等の更新を行う。

②事務の内容 ※	○減免に関する業務 生活保護受給や災害による減免申請があった場合、収入、資産等の調査を行い、減免可否を決定する。決定後は減免可否決定通知書を納税義務者へ通知する。 ○名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報に基づき、複数の住民等の情報の名寄せを行う。 2 軽自動車税賦課業務(※「(別添1)業務の内容」を参照) 地方税法に基づき、4月1日現在の軽自動車等の所有者に対し、賦課決定する。 ○登録、名義変更 ・足立区ナンバーの場合 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)、廃車申告受付書(名義変更の場合)を交付する。 ・足立ナンバーの場合 全国軽自動車協会連合会を通じて、軽自動車税申告書(報告書)の提出を受け(電子データの場合は、地方税共同機構の軽OSS連携システムより取得)、地方公共団体情報システム機構から軽自動車税市区町村提供システムで提供される車両の検査情報と合わせて、税務システムに入力する。 ○廃車 ・住民等から軽自動車税廃車申告書兼標識返納書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、廃車申告受付書を交付する。 ○ナンバープレート付替 ・足立区ナンバー → 足立区ナンバー 軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、交付済標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、廃車申告受付書を交付する。 ・足立区ナンバー → 他自治体ナンバー 他自治体で手続き後、足立区に課税物件異動通知書が送付されるので、廃車の入力をする。なお、他自治体に転出後、ナンバー変更がない対象者には、ナンバープレート付替え勧奨のお知らせを発送し、手続きを促す。 ・他自治体ナンバー → 足立区ナンバー 住民等から軽自動車税申告(報告)書兼標識交付申請書、交付済標識交付証明書(他自治体)、標識番号(ナンバープレート)の提出を受け、税務システムに入力し、標識交付証明書、標識番号(ナンバープレート)を交付する。他自治体には課税物件異動通知を送付する。 ○軽自動車税の賦課決定 上記手続きにより把握した4月1日現在の所有者に賦課決定する。 ○納税義務者への通知 賦課決定後、軽自動車税の通知書データを作成し閉域網の回線を利用し、委託先の印刷・封入封緘業者に送信する。委託先事業者が印刷、封入封緘した通知書を納税義務者へ通知する。 ○減免、免除 軽自動車税減免(課税免除)申請書、を受け付け、税務システムに課税免除、減免等の入力をする。 ※下記『※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)に係る事務』を参照 ○各種お知らせに関する業務 ・税務システムにより区外転出者等の情報を抽出し、該当者に各種お知らせを発送する。その後の反応によっては廃車又は税止めの入力をする。 ・税務システムにより死亡者情報を抽出し、承継人に廃車案内を送付する。その後の反応によっては名義変更又は廃車の入力をする。 ○名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報に基づき、複数の住民等の情報の名寄せを行う。

	3 税収納業務(※「(別添1)業務の内容」を参照) (1)税収納管理に関する業務 地方税法に基づき賦課された特別区民税、都民税、軽自動車税の収納情報を管理する。 ○賦課情報の入手 特別区民税、都民税及び軽自動車税の賦課情報を各システムから入手する。 ○収納(納付(納入)済通知書)情報の入手 指定金融機関及びマルチペイメントNWシステム又は共通納税システムから、住民等が納付、納入した情報を入手する。入手した収納情報を税務システムに一括登録する。 (2)過誤納金に関する業務 過納付もしくは誤納付が生じた場合、還付、充当通知書を出し、住民等に通知する。住民等から取得した還付金請求書の情報を税務システムに登録する(一件処理)。 (3)督促に関する業務 地方税法に基づき、納期限までに完納しない住民等の未納税額等についての督促状データを作成し、これを印刷業者に提供する。印刷した督促状を封入封緘事業者に提供し、封入封緘を行い、住民等に送付する。 (4)名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報を基に、複数の宛名番号を保持する住民等の情報の名寄せを行う。 ※情報提供ネットワークシステム(中間サーバー・プラットフォーム)に係る事務 ○情報照会 番号法第19条第8号・第9号に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」 ○情報提供 他機関からの情報照会に対応するために、地方税に関する事務に係る特定個人情報を中間サーバーに登録する。 実施事務:「住民税賦課業務」
③対象人数	[30万人以上] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	地方税法に基づく特別区民税、都民税及び軽自動車税の賦課徴収等を管理するシステムで下記機能を有する。 ・住民税賦課機能: 当初賦課の課税準備処理から当初賦課、納付書や納税通知書の帳票発行、異動更正、証明書発行。 ・軽自動車税賦課機能: 車両の登録、納税義務者に対する賦課、登録情報の管理、各種証明書の発行。 ・収納機能: 上記で賦課した税額に基づく地方税の収納管理、督促状の発行、還付・充当。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☒ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	共通機能(団体内統合宛名機能) ※旧「情報連携プラットフォーム」
②システムの機能	1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイル登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位)
③他のシステムとの接続	☒ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (福祉システム、保育システム等)

システム3	
①システムの名称	審査システム(eLTAX)
②システムの機能	1 給与支払報告書、公的年金等支払報告書等の提出、各種申請・届出について、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領する。 2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付した電子データは、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じて、審査システム(eLTAX)で受領する。 3 審査システム(eLTAX)は、税務事務の効率化を図るため、税務システムと連携している。 ①審査システム(eLTAX)から税務システムへの連携:給与支払報告書データ、利用届出データ、申請・届出データ等 ②税務システムから審査システム(eLTAX)への連携:特別徴収税額通知データ、特定個人情報ファイル(本人確認用) 4 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、給与所得及び年金所得者に係る特別徴収税額を特別徴収義務者及び年金保険者に送信する。 5 寄附金税額控除に係る申告特例通知データを他自治体との間で送受信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (地方税共同機構(eLTAX))
システム4	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	1 国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データ、法定調書(配当・報酬資料せん、年金・給与資料せん)データを受領する。 2 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、扶養是正情報等データを国税庁に送信する。 3 地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、住民登録外課税通知データを他自治体との間で送受信する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 (媒体等での連携のため、他システムとの接続はしていない)

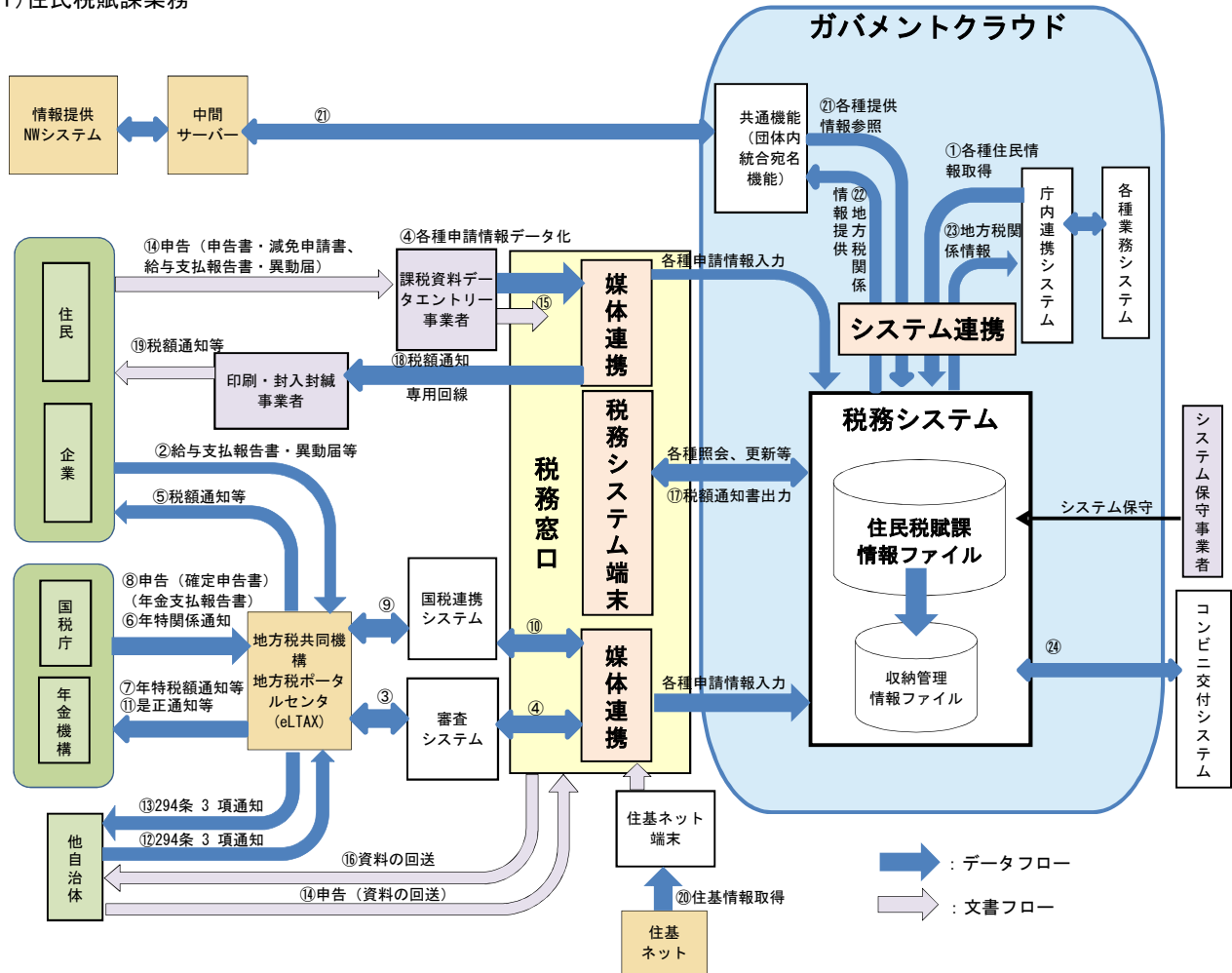
システム5									
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム ※「3. 特定個人情報ファイル名」に示す「本人確認情報ファイル」及び「送付先情報ファイル」は、住民基本台帳ネットワークシステムの構成要素のうち、足立区CSにおいて管理がなされているため、以降は、住民基本台帳ネットワークシステムのうちの足立区CS部分について記載する。								
②システムの機能	1 本人確認情報の更新 既存住記システムにおいて税証明書の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に足立区CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2 本人確認 税証明書の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住基ネットが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3 個人番号カードを利用した転入(特例転入) 転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 4 本人確認情報検索 統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5 機構への情報照会 全国サーバに対して税証明書コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6 本人確認情報整合 本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7 送付先情報通知 個人番号の通知に係る事務の委託先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住基システムから足立区の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8 個人番号カード管理システムとの情報連携 機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td>☐ 情報提供ネットワークシステム</td><td>☐ 庁内連携システム</td></tr> <tr> <td>☐ 住民基本台帳ネットワークシステム</td><td>☒ 既存住民基本台帳システム</td></tr> <tr> <td>☐ 宛名システム等</td><td>☐ 税務システム</td></tr> <tr> <td>☐ その他 (</td><td>)</td></tr> </table>	☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム	☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム	☐ 宛名システム等	☐ 税務システム	☐ その他 (	)
☐ 情報提供ネットワークシステム	☐ 庁内連携システム								
☐ 住民基本台帳ネットワークシステム	☒ 既存住民基本台帳システム								
☐ 宛名システム等	☐ 税務システム								
☐ その他 (	)								

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバー・プラットフォーム
②システムの機能	1 符号管理機能 符号管理機能は情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する。 2 情報照会機能 情報照会機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う。 3 情報提供機能 情報提供機能は、情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う。 4 既存システム接続機能 中間サーバー・プラットフォームと既存システム、共通機能(団体内統合宛名機能)及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携を行う。 5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する。 6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する。 7 データ送受信機能 中間サーバー・プラットフォームと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携する。 8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9 職員認証・権限管理機能 中間サーバー・プラットフォームを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う。 10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム7	
①システムの名称	軽自動車検査情報市区町村提供システム
②システムの機能	軽自動車検査情報市区町村提供システムは、軽自動車税の経年車重課及びグリーン化特例（軽課）に対応するために必要な初度検査年月、燃費性能、燃料の種類等の軽自動車検査情報を市区町村が入手するためのシステムである。 地方公共団体情報システム機構は、軽自動車検査情報を全国軽自動車協会連合会から取得後、軽自動車税の経年車重課及びグリーン化特例（軽課）判定情報を付加し、市区町村に提供を行う。市区町村は総合行政ネットワークシステム（LGWAN）に接続したパソコンから地方公共団体情報システム機構のポータルサイト（J-LISポータル）にアクセスして軽自動車検査情報を取得する。 申告情報の電子データを地方税共同機構からLGWAN回線を利用した軽OSS連携システム経由で取得する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 宛名システム等 ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構（LGWAN） ☐ 庁内連携システム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 税務システム
3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税賦課情報ファイル (2) 軽自動車税賦課情報ファイル (3) 収納管理情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	足立区では、以下の3ファイルを下記に記載の通りの目的遂行のため取り扱う。 1 住民税賦課情報ファイル 住民税額の決定、更正及び減免にあたって、課税対象者の所得情報、各種控除に係る情報を正確に把握する。 2 軽自動車税賦課情報ファイル 軽自動車税の決定、減免、免除にあたって、課税対象者の登録情報を正確に把握する。 3 収納管理情報ファイル 地方税の徴収および滞納処分にあたって、各個人の収納状況を正確に把握する。
②実現が期待されるメリット	正確な所得把握が可能となり、税負担の公平化が図られる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 第2項 別表の24の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条 地方税法 等
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 第9号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部課税課、区民部納税課
②所属長の役職名	区民部課税課長、区民部納税課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容

(1) 住民税賦課業務



(備考)

【住民情報の連携】

1. 住民情報の連携

- ① 各種住民情報を庁内連携システム経由で取得する。

【地方税共同機構(eLTAX)経由】

地方税の賦課徴収等に関する事務に必要な給与支払報告書等の提出、各種申請・届出、所得税申告書等に関するデータの入手、提供については、法令等に基づいて地方税共同機構を通じて行っている。

【審査システム(eLTAX)】

2 納税者等からの給与支払報告書データ、公的年金等支払報告書データ、各種申請・届出データの受領

- ② 納税者等が作成した給与支払報告書データ等が、インターネット回線を通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

- ③ 審査システム(eLTAX)は、給与支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを通じて取得する。

- ④ 審査システム(eLTAX)から、給与支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。

3 給与支払者への特別徴収税額通知データの送信

- ④ 特別徴収税額通知データを作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

- ③ 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

- ⑤ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、特別徴収税額通知データを給与支払者のメッセージボックスに格納する。また、格納した旨のメールを給与支払者に送信する。(給与支払者は、メッセージボックスで当該データを確認し、ダウンロード、印刷等をする。)

※納税者等には、給与支払者、公的年金等支払者(ただし、以下3及び4の年金保険者を除く。)を含む。

4 地方税ポータルセンタ(eLTAX)への特定個人情報ファイル(本人確認用)の送信

- ④ 特定個人情報ファイル(本人確認用)を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

- ③ 審査システム(eLTAX)は、特定個人情報ファイル(本人確認用)をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

5 年金保険者からの公的年金等支払報告書データ、特別徴収対象者情報の通知データ、特別徴収税額通知の処理結果通知データ、特別徴収結果通知データ、特別徴収停止通知の処理結果通知データの受領

- ⑥ 年金保険者が公的年金等支払報告書データ等を記録したDVDを作成し、施錠した容器に収納の上、宅配便貨物により又は持参により地方税共同機構に提出する。地方税共同機構は、受領したDVD内の公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納する。

- ③ 審査システム(eLTAX)は、公的年金等支払報告書データ等を地方税ポータルセンタ(eLTAX)からLGWANを通じて取得する。

- ④ 審査システム(eLTAX)から、公的年金等支払報告書データ等を取得し、税務システムに格納する。

6 年金保険者への特別徴収税額通知データ、特別徴収停止通知データの送信

- ④ 特別徴収税額通知データ等を作成し、審査システム(eLTAX)に格納する。

- ③ 審査システム(eLTAX)は、特別徴収税額通知データ等をLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

- ⑦ 地方税共同機構は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に格納された特別徴収税額通知データ等をDVDに記録し、GPS機能付きの施錠した容器に収納の上、セキュリティ便(セキュリティ性の高い専門輸送)により年金保険者に提出する。

※4及び5における年金保険者は、公的年金等支払者のうち、

・厚生労働大臣(日本年金機構)

・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団

・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会である。

※なお、公的年金等支払報告書は、厚生労働大臣(日本年金機構)及び地方公務員共済組合連合会を経由せずに提出される。

【国税連携システム(eLTAX)】

7 国税庁からの所得税申告書等データ、法定調書データの受領

- ⑧ 国税庁から、所得税申告書等データ等が、専用回線を通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

- ⑨ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、所得税申告書等データ等をLGWANを通じて国税連携システム(eLTAX)に送信する。

- ⑩ 国税連携システム(eLTAX)から、所得税申告書等データ等を取得し、税務システムに格納する。

8 国税庁への扶養是正情報等データの送信

- ⑩ 扶養是正情報等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。

- ⑨ 国税連携システム(eLTAX)は、扶養是正情報等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

- ⑪ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、扶養是正情報等データを専用回線を通じて国税庁に送信する。

9 他自治体からの住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データ等の受領

- ⑫ 他自治体から、住民登録外課税通知等データが、LGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信される。

- ⑨ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて国税連携システム(eLTAX)に送信する。

- ⑩ 国税連携システム(eLTAX)から、住民登録外課税通知等データを取得し、税務システムに格納する。

10 他自治体への住民登録外課税通知等データの送信

- ⑩ 住民登録外課税通知等データを作成し、国税連携システム(eLTAX)に格納する。

- ⑨ 国税連携システム(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて地方税ポータルセンタ(eLTAX)に送信する。

- ⑬ 地方税ポータルセンタ(eLTAX)は、住民登録外課税通知等データをLGWANを通じて他自治体に送信する。

【審査システム・国税連携システム共通(eLTAX)】

- 11 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)に格納されているデータの閲覧、印刷等をする。

【地方税共同機構(eLTAX)経由以外】

12 各種申告情報の取得・登録、例外の処置

- ⑭ 住民、企業、他自治体から、各種申告書、課税資料を取得する。

- ⑮ 各種申告書、課税資料を委託事業者がデータ化し、ファイルと資料を課税課へ納品する。

- ⑯ 足立区の課税対象者でない場合には、別の自治体に資料を回送する。

13 税額通知

- ⑰ 課税額確定後、税額通知データを出力する。
- ⑱ 出力した税額通知データを印刷・封入封緘事業者へ閉域網の回線で送信する。
- ⑲ 税額通知の印刷、封入・封緘後、住民等へ税額通知を行う。
- ⑳ 他自治体に住民登録がある者に課税した場合は地方税ポータルセンタ(eLTAX)を経由して294条3項通知を送信する。

【住民基本台帳ネットワーク】

14 必要情報の収集

- ㉑ 住登外者の住民票関係情報を住基ネット経由で取得する。

【中間サーバー】

15 照会、提供、移転

- ㉒ 住民税賦課に当たって必要な情報を、中間サーバーを介して情報照会を行う。
- ㉓ 地方税関係情報を中間サーバーへ提供する。
- ㉔ 地方税関係情報を庁内連携システム経由で各業務システムへ移転する。

【コンビニ交付】

16 コンビニ交付システムへの連携

- ㉕ コンビニ交付システムサーバーへ税証明データを移転する。
- ㉖ 整合処理のためコンビニ交付システムからデータを取得する。

(2) 軽自動車税賦課業務



- 14

(3) 稅收納業務



- 15

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(1) 住民税賦課情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者及び被扶養者、その他課税調査対象者	
	その必要性	住民税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
	主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (技術的事項(エラーコードなど))
	その妥当性	・個人番号: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報: 個人特定時の真正性確認のために保有 ・連絡先: 対象者が特定できなかった場合等の連絡先として保有 ・その他住民票関係情報: 対象者の賦課期日時点の居住地、世帯情報を把握するために保有 ・国税関係情報、地方税関係情報: 賦課実施のための根拠 ・障害者福祉関係情報: 正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・生活保護関係情報: 正確な賦課実施のための判断情報として保有 ・年金特徴関係情報: 年金特徴を行うかの判定や年金特徴の天引き判定するために保有 ・技術的事項: 正確な賦課実施のためにエラーコードを保有
	全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月1日	
⑥事務担当部署	足立区 区民部 課税課	

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[○] 本人又は本人の代理人 [○] 評価実施機関内の他部署 (戸籍住民課、区民事務所、足立福祉事務所) [○] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関、国税) [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関) [○] 民間事業者 (公的年金等支払者、給与支払者) [○] その他 (公的年金等支払者、給与支払者)
②入手方法	[○] 紙 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 電子メール [○] 専用線 [○] 庁内連携システム [○] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 (国税連携システム)
③入手の時期・頻度	○定期的に入手する事務(毎年) 現住者の住民票関係情報の取得に関する事務:窓口開庁時間に即時連携。 当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務:年1回(1月頃) ○個別に対応する事務(都度) 税額更正に関する申告及び届出時に各種申告書情報の取得に関する事務 申告及び届出時、被扶養者等の調査を行う都度 ○eLTAXを通じて入手する事務 【給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。)からの(インターネット回線による)入手】 個人番号が記載された給与支払報告書、公的年金等支払報告書、各種申請・届出のデータをeLTAXを通じて受領する。その提出時期は、地方税法等に規定されているところであり、給与支払報告書及び公的年金等支払報告書については、1月31日までとされている。なお、この提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等)からの(DVDによる)入手】 公的年金等支払者から、DVDで地方税共同機構に提出された個人番号が記載された公的年金等支払報告書、特別徴収対象者情報の通知、特別徴収税額通知の処理結果通知、特別徴収結果通知、特別徴収停止通知の処理結果通知のデータをeLTAXを通じて受領する。 その提出時期については、地方税法等に規定されているところであり、公的年金等支払報告書については1月31日まで、特別徴収対象者情報の通知については5月25日まで、特別徴収税額通知の処理結果通知については9月30日までとされている。なお、公的年金等支払報告書については、この提出時期にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 【国税庁からの入手】 国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書、法定調書情報をeLTAXを通じて受領する。 所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。なお、この提出期間にかかわらず提出があれば一年を通じて受領する。 法定調書情報は、2月及び5月に受領する。 【他自治体からの入手】 他自治体が作成した住民登録外課税通知、寄附金税額控除に係る申告特例通知データをeLTAXを通じて受領する。 住民登録外課税通知は通年で受領する。寄附金税額控除に係る申告特例通知情報は1月に受領する。
④入手に係る妥当性	地方税法第20条の11に基づく協力要請、地方税法第298条に基づく質問検査権、地方税法第317条の2から第317条の6に基づく申告義務、並びに地方税法第325条に基づく書類の供覧等の規定に基づき、制度上定められた時期・頻度・方法にて入手している。 住民基本台帳法第1条に基づき住民情報を入手し、その対象は地方税法第294条に基づく、区内に住所を有する者などである。 その他、障害者福祉関係情報、生活保護関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。

⑤本人への明示		本人から入手すべき情報については、本人を通じて入手することとし、また、利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等の法令に定めのある場合は、その限りではない。 庁内連携又は情報ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭により本人説明を行う。
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、本人確認、給与支払報告書等の課税資料の個人特定、被扶養者・専従者の管理、正確な住民税額の決定、納税通知書の発送
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	課税課、納税課、特別収納対策課、区民事務所
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		・住所・氏名のほか、個人番号が記載された所得税申告書等データ、地方税に係る給与支払報告書データをeLTAXを通じて受け取る。 ・住所・氏名のほか、個人番号が記載された住民登録外課税通知データ、寄附金税額控除に係る申告特例通知データをeLTAXを通じて他自治体より受け取る。 ・受け取った電子データを閲覧・印刷する。 ・受け取った電子データを税務システムに登録する。 (主な使用方法) I 各種申告書等の受付に関する事務 ・提出された資料を個人特定し、住民等の所得情報、控除額情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所、世帯情報を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から非課税者を把握する。 II 各種申告情報等から住民税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する住民税賦課額を決定する。 ・決定した住民税賦課額情報から通知書を印刷し、外部委託業者へ税額通知書の封入・封緘依頼し発送する。 III 給与所得者の異動に関する事務 ・特別徴収義務者からの給与所得者異動届出書に基づき、特別徴収の中止、普通徴収への変更等を行う。 IV 証明書発行、更正に関する事務 ・課税対象者からの申請に基づき、地方税関係情報から課税証明書等を発行する。 ・更正の必要を生じた場合には、地方税関係情報の税額を更新する。 V 名寄せに関する業務 ・複数の宛名番号を保持する住民等の情報の名寄せを行う。
	情報の突合 ※	(1) 住民票関係情報と国税関係情報、地方税関係情報、障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、所得額、控除額を確認し、賦課決定や非課税判定を行う。【上記Ⅰ】 (2) 本人から申告された扶養控除情報等と他市区町村又は情報提供ネットワークシステムから入手した地方税関係情報を突合して、控除額等を確認する。【上記Ⅰ、Ⅱ】 (3) 住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記Ⅱ】 (4) 納税者の確認、特定等を行う為、住民票関係情報との突合をする。【上記Ⅲ、Ⅳ】
	情報の統計分析 ※	資料の提出有無や人数等の集計・分析は実施するが、個人を特定する情報の統計や分析は行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	所得額、各種控除額に基づき、住民の住民税額を決定、更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	☐ 委託する ☐ 委託しない (5) 件	
委託事項1		
課税資料パンチ委託		
①委託内容		
課税資料のパンチ委託		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの一部 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	足立区に課税資料が提出された者及びその被扶養者、専従者	
その妥当性	課税資料の情報をデータ化して税務システムに取り込む必要があるが、その件数が多く職員のみで対応することが困難であることから、専門業者に委託する。受託者はパンチ入力作業において、課税資料を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数	☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	☐ 専用線 ☐ 電子メール ☒ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。 ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ その他 ()	
⑤委託先名の確認方法	足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	
⑥委託先名	入札により決定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、運用作業の一部を再委託先に委託する。
委託事項2～5		
委託事項2		
システム保守委託		
①委託内容		
・税務システムの保守業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	

	対象となる本人の範囲 ※	足立区での課税対象者
	その妥当性	システム保守及び法制度改正に伴うシステム改修を行った場合、正しく動作することを確認する必要がある。そのため、特定個人情報ファイルにアクセスする必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項3		税務システムのシステム運用業務委託
①委託内容		税務システムにて行う各種処理の実行
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区での課税対象者
	その妥当性	税務システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。バッチ処理やデータ抽出を行うため、特定個人情報ファイルにアクセスする必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (情報システム課内で税務システム端末の直接操作)
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。
⑥委託先名		日本電気株式会社
	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない

③委託先における取扱者数	[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (共通機能(団体内統合宛名機能))	
⑤委託先名の確認方法	⑥に記載する。	
⑥委託先名	日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、非定型業務にあたるシステム改修の設計、製造、検証作業の一部を再委託先に委託する。
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[☒] 提供を行っている (7) 件 [☒] 移転を行っている (10) 件 [] 行っていない	
提供先1	特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの	
①法令上の根拠	番号法第19条第8号	
②提供先における用途	主務省令で定める用途	
③提供する情報	主務省令で定める利用特定個人情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特別区民税の課税権を区が有する者・区に課税資料が提出された者・前二者の扶養親族等のうち、個人番号を有する者	
⑥提供方法	[☒] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [☒] その他 (庁内連携システム)	
⑦時期・頻度	主務省令で定める時期・頻度	

提供先2～5	
提供先2	・厚生労働大臣(日本年金機構) ・厚生労働大臣(日本年金機構)を経由して国家公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団 ・地方公務員共済組合連合会を経由して地方職員共済組合、地方職員共済組合団体共済部、東京都職員共済組合、札幌市職員共済組合、川崎市職員共済組合、横浜市職員共済組合、名古屋市職員共済組合、京都市職員共済組合、大阪市職員共済組合、神戸市職員共済組合、広島市職員共済組合、北九州市職員共済組合、福岡市職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、全国市町村職員共済組合連合会
①法令上の根拠	地方税法第321条の7の5第1項、第321条の7の7第2項等
②提供先における用途	年金所得に係る個人住民税について、年金給付の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の7の5第1項及び第321条の7の8第3項に基づき、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によって徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る支払回数割特別徴収税額、当該特別徴収対象年金所得者の氏名及び住所、当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の種類並びに当該年金保険者の名称、当該特別徴収対象年金所得者の性別及び生年月日並びに当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の額
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	・年金特徴停止通知 年12回 ・特別徴収税額通知 年1回(7月)
提供先3	
	教育委員会事務局 学務課
①法令上の根拠	学校教育法第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第1条、足立区就学援助実施要綱第7条 学校保健安全法第24条
②提供先における用途	就学援助の認定審査にかかる事務 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用についての援助に関する事務
③提供する情報	納税義務者の所得情報及び控除額情報、税額情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	個人住民税の納税義務者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (庁内連携システム) [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙
⑦時期・頻度	随時

提供先4	国税庁長官
①法令上の根拠	地方税法第317条
②提供先における用途	所得税の更正決定、修正申告の勧奨等
③提供する情報	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、足立区が所得を計算して個人住民税を課した場合において、該当者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	地方税法第315条第1号ただし書又は同法第316条の規定によって、足立区が所得を計算して個人住民税を課した所得税申告者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	該当者が判明した場合に送付する。1年間に約5回
提供先5	給与支払者(行政機関・独立行政法人等、地方公共団体・地方独立行政法人、民間事業者)
①法令上の根拠	地方税法第321条の4
②提供先における用途	給与所得に係る個人住民税について、給与の支払をする際に特別徴収して市区町村に納付する。
③提供する情報	地方税法第321条の4第1項に基づき、給与所得に係る特別徴収税額、住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	給与の支払を受けている納税義務者のうち特別徴収の方法によって徴収する者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWANI、インターネット回線 [] 専用線 [○] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	特別徴収税額通知 5月ほか随時

提供先6～10	
提供先6	地方税共同機構
①法令上の根拠	番号法施行規則第3条第1項第5号
②提供先における用途	納税者等から提出された申告書等データの本人確認のため
③提供する情報	個人番号、識別番号(納税者ID)、ファイル区分(登録、削除)
④提供する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	足立区に対して電子申告を行った者のうち、足立区にて本人確認を行った者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☒ その他 (LGWAN ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙

⑦時期・頻度	随時
提供先7	他自治体の長(都道府県及び市区町村)
①法令上の根拠	地方税法第294条第3項、地方税法附則第7条第5項及び第12項
②提供先における用途	住登外課税通知・寄附金税額控除に係る申告特例通知書：個人住民税の賦課決定に利用するため
③提供する情報	住登外課税通知：住登外課税とした旨及び住所、氏名等 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄付金額及び住所、氏名等
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	住登外課税通知：住登外課税とした者 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：寄附金税額控除に係る申告の特例の対象となる寄附をした者
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [○] その他 (LGWAN [] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	住登外課税通知：6月ほか随時 寄附金税額控除に係る申告特例通知書：1月
移転先1	国民健康保険課
①法令上の根拠	国民健康保険法・高齢者の医療の確保に関する法律・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
②移転先における用途	被保険者の資格及び保険料に関しての所得調査、医療費負担区分及び限度額認定等の判定、特定健康診査等の負担金申請のための区分判定、結核医療給付金の支給要件の判定、精神医療給付金の支給要件の判定
③移転する情報	住民税の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [] 電子メール [] フラッシュメモリ [] その他 ([] 専用線 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] 紙)
⑦時期・頻度	随時
移転先2～5	
移転先2	高齢医療・年金課
①法令上の根拠	国民年金法第108条
②移転先における用途	被保険者の資格及び保険料に関しての所得調査、医療費負担区分及び限度額認定等の判定、障害基礎年金及び老齢福祉年金の支分権決定のための審査、特別障害給付金の支分権決定のための審査、国民年金保険料の免除、学生納付特例、納付猶予の審査
③移転する情報	住民税の賦課情報

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先3	親子支援課	
①法令上の根拠	児童扶養手当法・特別児童扶養手当等の支給に関する法律・児童手当法	
②移転先における用途	児童扶養手当の手当額決定 特別児童扶養手当の支給可否の決定 児童手当・特例給付の認定	
③移転する情報	住民税の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先4	高齢福祉課	
①法令上の根拠	社会福祉法・生活保護法・老人福祉法、民法・高齢者虐待防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律	
②移転先における用途	授産場使用者の承認及び施設事務費の補助対象者の決定施設事務費等の決定、高齢者虐待防止、成年後見制度の審判申立ての判定、支援給付の決定	
③移転する情報	住民税の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	

移転先5	介護保険課
①法令上の根拠	介護保険法
②移転先における用途	保険料及び保険給付に關しての所得調査
③移転する情報	住民税の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先6～10	
移転先6	障がい福祉課
①法令上の根拠	特別児童扶養手当等の支給に關する法律・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法
②移転先における用途	在宅重度心身障害者手当(特別障害者手当・障害児福祉手当等)の支給等の判定、自立支援給付の支給決定、児童通所サービスの支給決定
③移転する情報	住民税の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者
⑥移転方法	☐ 庁内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時
移転先7	足立福祉事務所
①法令上の根拠	生活保護法・児童福祉法・母子及び寡婦福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法・知的障害者福祉法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
②移転先における用途	個別援助の判定、生活困窮者・高齢者・障がい者等への個別相談の判定
③移転する情報	住民税の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者

④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先11～15		
移転先11	子ども施設入園課	
①法令上の根拠	子ども・子育て支援法	
②移転先における用途	利用者負担額の決定	
③移転する情報	住民税の賦課情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	
移転先12	こども家庭支援課	
①法令上の根拠	児童福祉法	
②移転先における用途	要保護児童対策地域協議会における要保護児童に係る情報共有	
③移転する情報	足立区で住民税を課税されている対象者及び税額情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	☐ 10万人以上100万人未満	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区での課税対象者	
⑥移転方法	☐ 〇 市内連携システム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 ()	☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ 紙
⑦時期・頻度	随時	

6. 特定個人情報の保管・消去													
①保管場所 ※		＜足立区における措置＞ ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。											
	②保管期間	＜選択肢＞ <table border="0"> <tr> <td>1) 1年未満</td><td>2) 1年</td><td>3) 2年</td></tr> <tr> <td>4) 3年</td><td>5) 4年</td><td>6) 5年</td></tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td><td>8) 10年以上20年未満</td><td>9) 20年以上</td></tr> <tr> <td>10) 定められていない</td><td></td><td></td></tr> </table> [6年以上10年未満]	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない	
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年											
4) 3年	5) 4年	6) 5年											
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上											
10) 定められていない													
	その妥当性	地方税法第17条の5において、地方税の更正、決定もしくは賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで可能であることから、保存年限を7年と定めている。											
③消去方法		＜足立区における措置＞ ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。											
7. 備考													

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2) 軽自動車税賦課情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	主たる定置場の所有者
その必要性	・軽自動車税の適正な賦課徴収業務の実現のために、必要な特定個人情報を保有 ・課税対象者が国外へ転出してしまった場合、または死亡してしまった場合、それぞれ当該課税対象者に代わって納税する納管人、承継人を把握する為に、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [☐] 個人番号 [☐] 個人番号対応符号 [☐] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [☐] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [☐] 連絡先(電話番号等) ・その他住民票関係情報 [☐] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [☐] 国税関係情報 [☐] 地方税関係情報 [☐] 健康・医療関係情報 [☐] 医療保険関係情報 [☐] 児童福祉・子育て関係情報 [☐] 障害者福祉関係情報 [☐] 生活保護・社会福祉関係情報 [☐] 介護・高齢者福祉関係情報 [☐] 雇用・労働関係情報 [☐] 年金関係情報 [☐] 学校・教育関係情報 [☐] 災害関係情報 [☐] その他 (技術的事項(エラーコードなど))
その妥当性	・個人番号、その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、その他住民票関係情報、連絡先: 対象者の賦課期日時点の居住地を把握するために保有 ・地方税関係情報: 算出した軽自動車税額に基づき、対象者に対し税額通知、各種証明書を発行するために保有 ・障害者福祉関係情報: 障害者関係情報に基づき、減免の算出を行うために保有 ・生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護情報に基づき、減免の算出を行うために保有
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	足立区 区民部 課税課
3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	[☐] 本人又は本人の代理人 [☐] 評価実施機関内の他部署 (区内16か所の区民事務所) [☐] 行政機関・独立行政法人等 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関) [☐] 地方公共団体・地方独立行政法人 (情報提供ネットワークシステムを利用する機関) [☐] 民間事業者 (全国軽自動車協会連合会、企業など) [☐] その他 (他自治体、地方公共団体情報システム機構)

		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☒ 庁内連携システム ☒ 情報提供ネットワークシステム ☒ その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
②入手方法			
③入手の時期・頻度		○定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 窓口開庁時間に即時連携。 ・軽自動車税申告書(報告書)情報の取得に関する事務 随時入手 ・当初賦課対応時の障害者関係情報、生活保護関係情報の取得に関する事務 2月～4月にかけて複数回、それ以外の月は申告時に随時入手 ○個別に対応する事務 ・税額更正に関する申告時に各種申告書情報の取得に関する事務	
④入手に係る妥当性		・地方税法第443条(軽自動車税の納税義務者等)及び足立区特別区税条例第43条(種別割に関する申告又は報告)に基づき入手する。 ・各対象者の障害者福祉関係情報、生活保護関係情報については、本人情報確認の事務効率化のため、情報提供ネットワークシステム等を利用して入手する。なお、区外在住者等の本人確認情報の入手は、住民基本台帳ネットワークシステムにより行う。	
⑤本人への明示		・本人から入手すべき情報については、本人を通じて入手することとし、また、利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等の法令に定めのある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭により本人説明を行う。 ・住民票関係情報については、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、税務システム内でも利用しており、当該条例を足立区ホームページ上で公開している。	
⑥使用目的 ※		各種申告書の受付、本人確認、納税者の管理、軽自動車税額の算出、納税通知書の発送	
変更の妥当性		—	
⑦使用の主体	使用部署 ※	課税課、納税課、特別収納対策課、区内16か所の区民事務所	
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
⑧使用方法 ※		I 各種申告書等の受付に関する事務 ・申告書から住民等の軽自動車等の情報を把握する。 ・住民票関係情報から、申告者の個人番号、賦課期日時点での住所を把握する。 ・障害者関係情報、生活保護関係情報から減免者を把握する。 II 各種申告情報等から軽自動車税の賦課、通知に関する事務 ・上記で収集した各種情報に基づき、住民等に対する軽自動車税賦課額を決定する。 ・決定後、出力した税額通知データを印刷・封入封緘事業者へ閉域網の回線で送信し税額通知の印刷、封入・封緘後、住民等へ税額通知を行う。 III 証明書発行、更正に関する事務 ・軽自動車等の所有者からの申請に基づき、軽自動車税関係情報から納税証明書等を発行する。 ・更正の必要等が生じた場合には、軽自動車税関係情報の税額を更新する。 IV 名寄せに関する業務 ・複数の宛名番号を保持する住民等の情報の名寄せを行う。	
情報の突合 ※		(1)住民票関係情報と障害者関係情報、生活保護関係情報を突合して、減免者を確認する。【上記Ⅰ】 (2)住民票関係情報と地方税関係情報を突合して、税額通知に係るデータを作成する。【上記Ⅱ】	
情報の統計分析 ※		以下を行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。 ・車種別毎の台数、調定税額、処理件数	

	権利利益に影響を与え得る決定 ※	・所有状況と障害関係情報、生活保護関係情報に基づき決定、更正する。
⑨使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		☐ 委託する ☐ 委託しない (4) 件
委託事項1		システム保守委託
①委託内容		・税務システムの保守業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満
	対象となる本人の範囲 ※	足立区で軽自動車税を課税されている対象者
	その妥当性	システム保守及び法制度改正に伴うシステム改修を行った場合、正しく動作することを確認する必要がある。そのため、特定個人情報ファイルにアクセスする必要がある。
③委託先における取扱者数		☐ 10人以上50人未満
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		税務システムのシステム運用業務委託
①委託内容		税務システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体

	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区で軽自動車税の賦課決定をした対象者	
	その妥当性	税務システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。バッチ処理やデータ抽出を行うため、特定個人情報ファイルにアクセスする必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (情報システム課サーバー室内にてシステムの直接操作)	
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する]	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等	
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、運用作業の一部を再委託先に委託する。	
委託事項3		軽自動車税納税通知書等印刷・封入封緘事業	
①委託内容		印刷・封入封緘	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの一部]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区で軽自動車税の賦課決定をした対象者	
	その妥当性	帳票枚数が多数である為、庁内だけで対応することは難しく、専門業者への委託が必要である。通知書の作成・発送事務を行うため、特定個人情報ファイルの一部を取り扱う必要がある。	
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[○] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()	
⑤委託先名の確認方法		足立区情報公開条例に基づく開示請求を行うことで確認ができる。	

⑥委託先名		入札により決定	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託しない ☐ 再委託する 2) 再委託しない <選択肢>	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項4		中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報登録等に係る事務	
①委託内容		中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバー・プラットフォームとの接続環境整備等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		☐ 特定個人情報ファイルの全体 <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	☐ 1万人以上10万人未満 <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	足立区で軽自動車税を課税されている対象者	
	その妥当性	番号法第19条8号で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	
③委託先における取扱者数		☐ 10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ 電子メール ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☒ その他 (共通機能(団体内統合宛名機能))	
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。	
⑥委託先名		日本電気株式会社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	☐ 再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等	
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、非定型業務にあたるシステム改修の設計、製造、検証作業の一部を再委託先に委託する。	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
提供・移転の有無		☒ 提供を行っている (2) 件 ☐ 移転を行っている (1) 件 ☐ 行っていない	
提供先1		市町村長	
①法令上の根拠		地方税法第447条第1項	

②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③提供する情報	軽自動車税の賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	足立区が定置場となる軽自動車等の納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	発生を受けたら都度
提供先2～5	
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	生活保護法第29条
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③提供する情報	軽自動車税の賦課情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	足立区が定置場となる軽自動車等の納税義務者
⑥提供方法	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 電子メール ☐ フラッシュメモリ ☐ その他 () ☐ 専用線 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ 紙
⑦時期・頻度	発生を受けたら都度
移転先1	足立福祉事務所
①法令上の根拠	生活保護法第29条
②移転先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
③移転する情報	軽自動車税の賦課情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	足立区が定置場となる軽自動車等の納税義務者

⑥移転方法		☐ 庁内連携システム	☐ 専用線
		☐ 電子メール	☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
		☐ フラッシュメモリ	☒ 紙
		☐ その他 ()	
⑦時期・頻度		発生を受けたら都度	
6. 特定個人情報の保管・消去			
①保管場所 ※		<足立区における措置> ・申告書及び届出書等の紙媒体については、施錠ができる倉庫に保管している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。	
②保管期間	期間	<選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない	
	その妥当性	地方税法第17条の5において、地方税の更正、決定もしくは賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して7年を経過する日まで可能であることから、保存年限を7年と定めている。	
③消去方法		<足立区における措置> ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考			

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(3) 収納管理情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税義務者、納税承継人、納税管理人
その必要性	住民税、軽自動車税の適正な収納管理業務実現のために、必要な特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 [] 個人番号 [] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (技術的事項(エラーコードなど))
	・その他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有 ・4情報、連絡先: ①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報: 口座振替の実施及び振替結果の確認のため保有
	全ての記録項目
⑤保有開始日	平成27年10月
⑥事務担当部署	足立区 区民部 納税課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （ 区内16か所の区民事務所 ） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （ 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 情報提供ネットワークシステムを利用する機関 ） ☐ 民間事業者 （ 公的年金支払者・MPN共同利用センター ） ☐ その他 （ 地方公共団体情報システム機構 ）	
②入手方法	☐ 紙 ☐ 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （ ）	
③入手の時期・頻度	☒ 定期的に入手する事務 ・現住者の住民票関係情報の取得に関する事務 情報更新の都度、即時に近いような形で連携。	
④入手に係る妥当性	・住民票関係情報については、本人情報確認、本人情報入力に係る事務処理負荷軽減のため、庁内連携システムを利用して取得している。	
⑤本人への明示	・本人から入手すべき情報については、本人を通じて入手することとし、また、利用目的を本人に明示する。ただし、地方税法等の法令に定めのある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報ネットワークシステムを通じて入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭により本人説明を行う。 ・住民票関係情報については、足立区個人情報保護条例の規定に基づき、税務システム内でも利用しており、当該条例を足立区ホームページ上で公開している。	
⑥使用目的 ※	住民税、軽自動車税の適正な収納管理	
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	課税課、納税課、特別収納対策課
	使用者数	100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※	I 収納履歴情報の管理 ・ 日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理、決算処理を行う。 II 滞納処分情報の管理 ・ 督促発送履歴や行政処分情報の管理を行う III 納税組合員加入状況の管理 ・ 納税組合員加入状況の管理を行う	
	情報の突合 ※	賦課情報と突合して滞納有無の確認を行う。
	情報の統計分析 ※	税の賦課徴収に関する統計や分析は行っているが、特定の個人を判別するような情報の統計や分析は行っていない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	収納情報に基づき、過誤納金が発生した場合、還付、充当処理を行う。
⑨使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 ※		委託する 委託しない 1) 委託する 2) 委託しない 6) 件	
委託事項1		収納情報パンチ委託	
①委託内容		収納情報のパンチ委託	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの一部 選択肢 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	1万人以上10万人未満 選択肢 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	足立区での納税義務者	
	その妥当性	電算処理業務のために納付情報を電子データで指定金融機関等から受け取っているが、特別徴収のうち私製納付済通知書は紙ベースで受け取っている。その数は多く職員のみで対応できないため、専門業者への委託が必要である。そのため専門業者に特定個人情報の一部を渡す必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人未満 選択肢 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		専用線 電子メール 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) フラッシュメモリ 紙 その他	
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。	
⑥委託先名		株式会社日比谷情報サービス	
再委託	⑦再委託の有無 ※	再委託しない 選択肢 1) 再委託する 2) 再委託しない	
	⑧再委託の許諾方法		
	⑨再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項2		税務システムのシステム運用業務委託	
①委託内容		税務システムにて行う各種処理の実行や統計帳票等の印刷	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		特定個人情報ファイルの全体 選択肢 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 選択肢 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
	対象となる本人の範囲 ※	足立区での課税対象者	
	その妥当性	税務システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。そのため特定個人情報の全体を事業者を利用させる必要がある。	
③委託先における取扱者数		10人以上50人未満 選択肢 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	

委託事項4		中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報登録等に係る事務
①委託内容		中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報の登録、維持、管理、中間サーバー・プラットフォームとの接続環境整備等
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区での課税対象者
	その妥当性	番号法第19条8号で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。
③委託先における取扱者数		[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (共通機能(団体内統合宛名機能)
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。
⑥委託先名		日本電気株式会社
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	以下の事項について、委託先から申請を受け、許諾を判断。 ・再委託の必要性 ・再委託先の選定基準 ・再委託先の委託管理方法 ・再委託先の名称、代表者及び所在地 ・再委託する業務の内容 ・再委託する業務に含まれる情報の種類 ・再委託先のセキュリティ管理体制等
	⑨再委託事項	委託先が本業務全体の管理者として管理を行い、非定型業務にあたるシステム改修の設計、製造、検証作業の一部を再委託先に委託する。

委託事項5		システム保守委託
①委託内容		・税務システムの保守業務。 ・法制度改正に伴う税務システムの改修作業。
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	足立区での課税対象者
	その妥当性	システムの保守、及び、法制度改正に伴う税務システムの改修等の際に、税務システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。そのため特定個人情報の全体を事業者を利用させる必要がある。
③委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		☐ 専用線 ☐ フラッシュメモリ ☐ 紙 ☐ 電子メール ☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☒ その他 (受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする)
⑤委託先名の確認方法		⑥に記載する。
⑥委託先名		株式会社RKKCS
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

②保管期間	期間	＜選択肢＞ 1) 1年未満2) 1年3) 2年 4) 3年5) 4年6) 5年 7) 6年以上10年未満8) 10年以上20年未満9) 20年以上 10) 定められていない
	その妥当性	収納、還付、充当などの収納管理を行うため、過去の記録を保存する必要がある。 7年間は税額変更の可能性があるので、新たな収納、還付、充当が発生する場合がある。
③消去方法	＜足立区における措置＞ ・申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は、地方公共団体からの操作によって実施される為、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。	
7. 備考		

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(1) 住民税賦課情報ファイル

① 当初資料ファイル

ア. 資料_基本情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、資料作成方法区分、資料詳細区分、合算区分、優先課税資料区分、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、資料個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、税務署連絡区分、警告エラー無視、強制課税区分、手入力、青色申告、エラー有無、エラー区分、併徴元資料、転送区分、転送先コード、転送日、翌年申告書作成区分、発送区分、調査コード、取消区分、強制親該当、国税連携区分、前職給報該当、還付申告、申告日、配当・株式等譲渡の申告不要制度適用、専従者給報該当、乙欄、死亡退職、災害者、外国人、就退職区分、就退職日、年調済、租税条約、摘要欄、非居住者である親族の数、控除対象扶養親族の欄外記載、16歳未満扶養親族の欄外記載、訂正削除等区分、ファイル名、資料種別、提出日、特例適用条文コード1、特例適用条文コード2、特例適用条文コード3、免税外肉用牛総合課税、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少人数、扶養 一般人数、扶養 特定人数、扶養 老人同居人数、扶養 老人合計人数、扶養 障害(特別同居)人数、扶養 障害(特別合計)人数、扶養 障害(その他)人数、専従者 配偶者あり、専従者 その他人数、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、住宅居住開始年月日1、住宅居住開始年月日2、住宅借入金等年末残高1、住宅借入金等年末残高2、住宅借入区分1、住宅借入区分2、特定取得区分1、特定取得区分2、住宅借入金等特別控除適用数 等

イ. 資料_所得情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、収入所得コード、収入所得金額、給与収入(一般)、給与収入(専従)、特定支出控除額、給与、所得金額調整控除額、前職分給与収入、住宅借入金等特別控除可能額 等

ウ. 資料_控除情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、控除コード、控除額、所得控除合計計算値、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、? 地震保険料、住宅借入金特別控除、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、地震保険料旧長期支払額、介護医療支払額(生命保険料内訳)、基礎、配偶者、配偶者特別、配偶者所得、国民年金保険料等 等

エ. 資料_国税情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、国税コード、国税金額、源泉徴収税額、未納付の源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、定率控除額(所得税) 等

オ. 資料記載扶養管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、対象区分、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、扶養親族宛名番号、同一生計配偶者該当、資料続柄、合計所得金額48万円以下該当、障害者該当、特別障害者該当、国外居住該当、国外居住年調該当、16歳未満該当、所得金額調整控除該当、別居該当 等

カ. 資料記載専従管理

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、記載順、資料個人番号、資料氏名カナ、資料氏名漢字、資料生年月日、非居住者該当、専従者宛名番号、配偶者該当、資料続柄、専従者控除額 等

キ. 資料記載法人番号管理

課税区、算定団体コード、年度分、指定番号、資料区分、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、更新済、エラー区分、法人番号 等

ク. 扶養情報

課税区、年度分、宛名番号 被扶養者、宛名番号 扶養者、履歴連番、扶養関係区分、専従区分、障害区分、扶養区分、世帯外被扶養者該当、住登外被扶養者該当、世帯外配偶者該当、国外扶養者該当、国外扶養者申告有無、登録事由、照会区分(他市照会)、照会先(他市照会)、扶養否認該当 等

ケ. 申告特例通知情報

税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、資料冊号、資料連番、履歴連番、資料番号、寄附先コード、個人番号、資料生年月日、資料氏名カナ、合計寄附金額、取消区分、訂正削除等区分 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

②障害者ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度 国保納付額(特徴)、前年度 国保納付額(普徴)、前年度 介護納付額(特徴)、前年度 介護納付額(普徴)、前年度 後期納付額(特徴)、前年度 後期納付額(普徴)、身体障害者 障害区分、身体障害者 等級区分、身体障害者 初回手帳交付日、身体障害者 手帳返還日、身体障害者 手帳再交付日、療育 障害区分、療育 等級区分、療育 初回手帳交付日、療育 手帳返還日、療育 手帳再交付日、精神障害者 障害区分、精神障害者 等級区分、精神障害者 初回手帳交付日、精神障害者 手帳返還日、精神障害者 手帳再交付日、精神障害者 有効期限、戦傷病者 障害区分、戦傷病者 等級区分、戦傷病者 初回手帳交付日、戦傷病者 手帳返還日、戦傷病者 手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望 引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

③生活保護ファイル

ア. 納税義務者情報

課税区、算定団体コード、年度分、宛名番号、履歴連番、未申告区分、寡婦理由、前年度 国保納付額(特徴)、前年度 国保納付額(普徴)、前年度 介護納付額(特徴)、前年度 介護納付額(普徴)、前年度 後期納付額(特徴)、前年度 後期納付額(普徴)、身体障害者 障害区分、身体障害者 等級区分、身体障害者 初回手帳交付日、身体障害者 手帳返還日、身体障害者 手帳再交付日、療育 障害区分、療育 等級区分、療育 初回手帳交付日、療育 手帳返還日、療育 手帳再交付日、精神障害者 障害区分、精神障害者 等級区分、精神障害者 初回手帳交付日、精神障害者 手帳返還日、精神障害者 手帳再交付日、精神障害者 有効期限、戦傷病者 障害区分、戦傷病者 等級区分、戦傷病者 初回手帳交付日、戦傷病者 手帳返還日、戦傷病者 手帳再交付日、生活保護該当、申告書発送停止希望、申告書発送停止希望 引継ぎ区分、基礎年金番号、市税事務所コード 等

④年金特徴ファイル

ア. 公的年金特別徴収対象者

捕捉年度、宛名番号、課税区、データ区分、履歴連番、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所カナ、住所漢字、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日、支払額(10月分)、支払額(12月分)、支払額(2月分)、支払額(4月分)、支払額(6・8月分)、本徴収額合計、仮徴収額合計、年金受給額、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、特徴開始月、特徴開始期別、特徴依頼日、突合結果コード、突合区分、特徴状態、レコード番号 等

イ. 受理データ(データ部)情報

捕捉年度、受理周期、受理年月日、ファイル名、レコード区分、市町村コード、特別徴収義務者コード、通知内容コード、予備1、特別徴収制度コード、作成年月日(西暦年月日)、年金保険者用整理番号1、年金コード、予備2、生年月日(西暦年月日)、性別、氏名カナ、氏名漢字、郵便番号、住所(カナ)、住所(漢字)、各種区分コード、処理結果コード、予備3、各種年月日(西暦年月日)、各種金額欄(金額1)、各種金額欄(金額2)、各種金額欄(金額3)、各種金額欄(金額4)、各種金額欄(金額5)、各種金額欄(金額6)、各種金額欄(金額7)、各種金額欄(金額8)、停止年月、予備4、年金保険者用整理番号2、個人番号、レコード番号、エラー区分、連番(データ連番) 等

⑤課税台帳ファイル

ア. 課税 基本情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、異動日、更正日、確定申告日、賦課決定日、異動事由、通知事由、優先課税資料区分、確定申告書提出有、個人住民税申告書提出有、徴収区分、指定番号、整理番号、受給者番号、警告エラー無視、強制課税区分、非課税判定区分、均等割軽減区分、手入力、青色申告、減免普徴開始月、減免特徴開始月、減免公徴開始月、減免率、免税外肉用牛総合課税、年特継続区分、年特義務者コード、年金特徴中止区分、翌年度仮徴収中止区分、本人 特別障害、本人 その他障害、本人 老年者、本人 寡婦、本人 寡夫、本人 ひとり親、本人 勤労学生、本人 未成年、本人 夫あり、同一生計配偶者あり、同一生計配偶者あり(老人)、扶養 年少、扶養 一般、扶養 特定、扶養 老人同居、扶養 老人合計、扶養 障害(特別同居)、扶養 障害(特別合計)、扶養 障害(その他)、専従者 配偶者あり、専従者 その他、専従者控除(配偶者)、専従者控除(その他)、所得割 市(減免後)(適用税率)、所得割 県(減免後)(適用税率)、均等割 市(軽減後・減免後)、均等割 県(減免後)、市民税 合計(適用税率)、県民税 合計(適用税率)、森林環境税、差引年税額、所得割 市(減免後)(税源移譲前)、所得割 県(減免後)(税源移譲前)、市民税(税源移譲前)、県民税(税源移譲前) 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

イ. 課税_所得情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、収入所得コード、収入所得金額、営業等、営業等収入、営業(営業等内訳)、営業収入(営業等内訳)、漁業(営業等内訳)、漁業収入(営業等内訳)、他事(営業等内訳)、他事収入(営業等内訳)、農業、農業収入、肉用牛(免税・除外計)、肉用牛収入、肉用牛売却価格、不動産、不動産収入、利子、利子収入、配当(配当控除適用分)、配当収入(配当控除適用分)、配当(私募証券)、配当収入(私募証券)、配当(一般外貨建等証券)、配当収入(一般外貨建等証券)、配当(配当控除適用無分)、配当収入(配当控除適用無分)、配当(非上場少額)、配当収入(非上場少額)、給与、給与収入(一般)、給与(調整控除前)、公的年金等、公的年金等収入、業務雑(内訳)、業務雑収入(内訳)、その他雑(内訳)、その他雑収入(内訳)、雑、雑収入、総合短期譲渡(特別控除後)、総合短期譲渡収入、総合長期譲渡収入、総合長期譲渡(特別控除前・2分の1前)、一時(特別控除後・2分の1前)、一時収入、一時(特別控除)、譲渡・一時(2分の1後)、分離短期一般(特別控除前)、分離短期一般収入、分離短期一般(特別控除)、分離短期軽減(特別控除前)、分離短期軽減収入、分離短期軽減(特別控除)、分離長期一般(特別控除前)、分離長期一般収入、分離長期一般(特別控除)、分離長期特定(特別控除前)、分離長期特定収入、分離長期特定(特別控除)、分離長期軽減(特別控除前)、分離長期軽減収入、分離長期軽減(特別控除)、分離長期特定(特別控除)、分離長期特定(居住特例)、分離長期軽減(特別控除前)、分離長期軽減収入、分離長期軽減(特別控除)、分離未公開有価証券(特例)、分離未公開有価証券収入(特例)、分離上場株式等譲渡、分離上場株式等譲渡収入、分離上場配当、分離上場配当収入、分離事業・雑、分離事業・雑収入、分離先物取引、分離先物取引収入、分離山林(特別控除前)、分離山林収入、分離山林(特別控除)、分離山林(特別控除後)、分離退職、分離退職収入、障害退職該当、特定役員該当、勤務年数、総合純損失、雑損失、長期(居住特例)の損失、株式等譲渡繰越損失、上場配当繰越損失、経常所得、総合譲渡・一時、分離短期一般(損益通算・特別控除後)、分離短期軽減(損益通算・特別控除後)、分離長期一般(損益通算・特別控除後)、分離長期特定(損益通算・特別控除後)、分離長期軽減(損益通算・特別控除後)、分離山林、分離退職、臨当割額、推定所得(国保用)、繰越損失(国保用)、繰越損失軽減(国保用)、非課税所得区分1、非課税所得金額1、変動所得、臨時所得、譲渡割額 等

ウ. 課税_控除情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、控除コード、控除額、所得控除合計、社会保険料、小規模企業共済等掛金、生命保険料、生命保険料(所得税)、新生命保険支払額(生命保険料内訳)、旧生命保険支払額(生命保険料内訳)、新個人年金支払額(生命保険料内訳)、旧個人年金支払額(生命保険料内訳)、介護医療保険料(生命保険料内訳)、地震保険料、地震保険料(所得税)、地震保険料支払額、地震保険料旧長期支払額、寡婦、寡夫、ひとり親、勤労学生、配偶者、配偶者特別、配偶者特別(所得税)、配偶者所得、扶養、一般扶養、特定扶養、老人扶養、障害者扶養、年少扶養、基礎、雑損、医療費、医療費計算値、医療費支払額、医療費補てん額、医療費特例該当、寄附金、寄附金(所得税)、寄附金(ふるさと納税)、寄附金(ワンストップ特例)、寄附金(共同募金・日赤支部)、寄附金(都道府県条例指定)、寄附金(市区町村条例指定)、特定寄附金、震災関連寄附金(限度額80%の分)(所得税)、特定震災指定寄附金(税額控除適用分)(所得税)、認定NPO寄附金(税額控除適用分)(所得税) 等

エ. 課税_税額情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、税額コード、税額 市(税源移譲前)、税額 県(税源移譲前)、税額 市(適用税率)、税額 県(適用税率)、調整控除、配当控除、配当控除計算値、住宅借入金等特別控除、寄附金控除、申告特例控除(住民税寄附金控除内訳)、外国税額控除、税額調整額、定率控除額、配当・譲渡割額、配当譲渡割控除不足額、老年者非課税経過措置、税源移譲減額、端数、所得割(税額控除後)、所得割(端数切捨て前)、減免額(所得割)、免税額(所得割)、均等割、減免額(均等割)、軽減額(均等割) 等

オ. 課税_課税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、課税標準コード、課税標準額、所得割額 市(税源移譲前)、所得割額 県(税源移譲前)、所得割額 市(適用税率)、所得割額 県(適用税率)、総合、総合計算値、肉用牛、山林、退職、事業・雑、短期一般、短期軽減(国・地方)、長期特定(優良住宅)、長期軽減(居住財産)、上場株式等配当等、先物取引、合計 等

カ. 課税_国税情報

宛名番号、年度分、課税区、算定団体コード、履歴連番、国税コード、国税金額、課税される所得金額、配当控除(所得税)、配当控除計算値(所得税)、住宅借入金等特別控除(所得税)、政党等寄附金等特別控除、外国税額控除(所得税)、定率控除額(所得税)、総合所得税、総合所得税計算値、土地等所得税、土地等所得税計算値、分離短期所得税、分離短期所得税計算値、分離長期所得税、分離長期所得税計算値、株式譲渡(未公開分)所得税、株式譲渡(未公開分)所得税計算値、一般株式等譲渡所得税、一般株式等譲渡所得税計算値、株式譲渡(上場分)所得税、株式譲渡(上場分)所得税計算値、上場株式等譲渡所得税、上場株式等譲渡所得税計算値、株式等譲渡所得税、株式等譲渡所得税計算値、上場株式配当等所得税、上場株式配当等所得税計算値、先物取引所得税、先物取引所得税計算値、山林所得税、山林所得税計算値、退職所得税、退職所得税計算値、特例肉用牛所得税、特例肉用牛所得税計算値、その他税額控除(所得税)、所得税住宅耐震改修特別控除等、住宅耐震特別控除、住宅特定改修控除、認定長期優良控除、所得税額、所得税額計算値、所得税額(税額控除前)、所得税災害減免額、再差引所得税額、再差引所得税額計算値、復興特別所得税額、復興特別所得税額計算値、所得税及び復興特別所得税の額、所得税及び復興特別所得税の額計算値、源泉徴収税額、源泉徴収税額計算値、予定納税額、納める税金、還付される税金、申告納税額、税額控除合計、住民税予想額、所得税実徴収額、期限内納付額、延納届出額 等

⑥事業所情報ファイル

ア. 事業所情報

税区、宛名番号、指定番号、履歴連番、個人事業主・法人区分、休業該当、除籍区分、除籍日、異動入力日、税額通知出力区分、帳票内ソート対象区分 等

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

⑦宛名基本

・宛名番号	・続柄表記	・転居前住所_方書	・国籍喪失年月日
・個人履歴番号	・世帯主氏名	・転居前住所_方書_フリガナ	・履歴選択不可フラグ
・個人履歴番号_枝番号	・世帯主氏名_読みかな	・本籍	・事実上の世帯主氏名
・登録業務コード	・住所_市区町村コード	・本籍_都道府県	・処理年月日
・登録業務詳細コード	・住所_町字コード	・本籍_市区群町村名	・改製記載年月日
・改製番号	・指定都市_行政区コード	・本籍_町字	・地区コード
・世帯番号	・住所_都道府県	・本籍_地番号または、街区符号	・自治会コード
・住民区分	・住所_市区郡町村名	・本籍_市区町村コード	・班コード
・住民種別	・住所_町字	・本籍_町字コード	・算定団体コード
・住民状態	・住所_番地号表記	・戸籍_筆頭者	・住居地補正コード
・個人番号	・住所_番地枝番数値	・消除の事由	・記載順位
・法人番号	・住所_方書コード	・転出届出年月日	・成年被後見人_該当有無
・異動年月日	・住所_方書	・転出予定年月日	・成年被後見人_審判確定年月日
・異動年月日不詳フラグ	・住所_方書_フリガナ	・消除の届出年月日	・除票DB移行フラグ
・異動年月日不詳表記	・住所_郵便番号	・消除の異動年月日_不詳フラグ	・法第30条46または47区分
・異動届出年月日	・住民となった年月日	・消除の異動年月日	・管内管外の区分
・異動事由コード	・住民となった年月日_不詳フラグ	・転入の異動年月日_不詳表記	・登録部署
・異動区分	・住民となった年月日_不詳表記	・転入通知年月日	
・申出年月日	・記載の異動年月日	・転出先住所(予定)_市区町村コード	
・通知年月日	・記載の異動年月日_不詳フラグ	・転出先住所(予定)_町字コード	
・記載等の種別	・記載の異動年月日_不詳表記	・転出先住所(予定)_都道府県	
・氏名	・記載の事由	・転出先住所(予定)_市区郡町村名	
・氏_漢字	・転入前住所_市区町村コード	・転出先住所(予定)_町字	
・名_漢字	・転入前住所_町字コード	・転出先住所(予定)_番地号表記	
・氏名_外国人アルファベット	・転入前住所_都道府県	・転出先住所(予定)_方書	
・氏名_外国人漢字	・転入前住所_市区郡町村名	・転出先住所(予定)_国名コード	
・氏名_読みかな	・転入前住所_町字	・転出先住所(予定)_国名等	
・氏_日本人_読みかな	・転入前住所_番地号表記	・転出先住所(予定)_国外住所	
・名_日本人_読みかな	・転入前住所_方書	・転出先住所(予定)_郵便番号	
・氏名カナ確認状況	・転入前住所_郵便番号	・転出先住所(確定)_市区町村コード	
・氏名のカタカナ表記	・転入前住所_国名コード	・転出先住所(確定)_町字コード	
・請求日	・転入前住所_国名等	・転出先住所(確定)_都道府県	
・旧氏	・転入前住所_国外住所	・転出先住所(確定)_市区郡町村名	
・旧氏_読みかな	・転入前住所_世帯主氏名	・転出先住所(確定)_町字	
・旧氏カナ確認状況	・最終登録住所_市区町村コード	・転出先住所(確定)_番地号表記	
・通称	・最終登録住所_町字コード	・転出先住所(確定)_方書	
・通称_読みかな	・最終登録住所_都道府県	・転出先住所(確定)_郵便番号	
・通称カナ確認状況	・最終登録住所_市区郡町村名	・外国人住民となった年月日	
・氏名優先区分	・最終登録住所_町字	・外国人住民となった年月日_不詳フラグ	
・代表者氏名	・最終登録住所_番地号表記	・外国人住民となった年月日_不詳表記	
・性別	・最終登録住所_方書	・在留カード等番号	
・性別表記	・最終登録住所_郵便番号	・在留カード等番号区分	
・生年月日_元号	・住所を定めた年月日	・国籍等_国名コード	
・生年月日	・転居前住所_市区町村コード	・第30条45規定区分	
・生年月日_不詳フラグ	・転居前住所_町字コード	・住居地の届出の有無	
・生年月日_不詳表記	・転居前住所_都道府県	・在留資格等コード	
・続柄コード1	・転居前住所_市区郡町村名	・在留期間コード年	
・続柄コード2	・転居前住所_町字	・在留期間コード月	
・続柄コード3	・転居前住所_番地号表記	・在留期間コード日	
・続柄コード4	・転居前住所_方書コード	・在留期間満了日	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(2) 軽自動車税賦課情報ファイル

1. 車両台帳ファイル

・算定団体コード ・行政区コード ・軽自管理番号 ・履歴連番 ・車種コード ・標識区分 ・標識かな ・標識番号 ・所有者宛名番号
・使用者宛名番号 ・その他宛名番号 ・納税義務者区分 ・義務者宛名番号 ・課税区分 ・課税情報調査開始年月日
・課税情報調査開始事由 ・課税情報調査終了年月日 ・課税情報調査終了事由 ・課税情報調査結果 ・軽課重課区分
・所有形態区分 ・米軍車両区分 ・取得年月日 ・取得事由 ・廃車年月日 ・廃車事由 ・交付年月日 ・標識回収区分
・標識返納年月日 ・標識交付証明書回収区分 ・異動年月日 ・異動事由 ・車名コード ・車両の通称名 ・型式
・年式 ・営業自家区分 ・用途コード ・種別コード ・車台番号 ・排気量 ・排気区分 ・型式認定番号 ・燃料種類コード
・原動機型式 ・車体形状コード ・定置場所 ・初度検査年月 ・被けん引車両該当区分 ・フルアシスト電動自転車該当区分
・ご当地ナンバー区分 ・一括納税区分 ・備考 ・改造内容 ・改造作業者 ・弁償金額 ・弁償金支払年月日 ・弁償金支払有無
・予備1 ・受付拠点コード ・入力拠点コード ・申告区分 ・申告年月日 ・申告者区分 ・申告者氏名 ・申告者住所 ・申告者電話番号
・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・更新端末名称 ・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

2. 課税台帳ファイル

・算定団体コード ・行政区コード ・軽自管理番号 ・年度分 ・履歴連番 ・車両情報履歴連番 ・義務者宛名番号
・更正年月日 ・更正事由 ・減免区分 ・税額 ・減免額 ・差引税額 ・備考 ・申告事由 ・申告区分 ・申告年月日
・申告者区分 ・申告者氏名 ・申告者住所 ・申告者電話番号 ・作成日時 ・更新日時 ・更新職員キー ・更新端末名称
・削除訂正区分 ・削除訂正日時 ・削除職員キー ・削除端末名称

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

(3) 収納管理情報ファイル

【収納履歴ファイル】

・義務者宛名番号 ・科目コード ・科目詳細コード ・行政区コード ・期割団体コード ・調定年度 ・年度分 ・通知書番号 ・論理期別
・収納履歴連番 ・特別徴収義務者指定番号 ・事業年度番号 ・申告履歴連番 ・履歴連番 ・表示用期別 ・表示用期別漢字
・申告区分 ・事業年度自 ・事業年度至 ・市税事務所コード ・収納日 ・冊号 ・入力連番 ・入力連番内連番 ・領収日 ・納付方法
・納付種別 ・納付機関コード ・収納区分 ・納付チャネル区分 ・収納額 ・督促収納額 ・延滞収納額 ・収納額(内訳1)
・収納額(内訳2) ・前納報奨金 ・還付加算金 ・年特義務者コード ・会計年度 ・会計年度督促手数料 ・会計年度延滞金
・決算区分 ・決算済区分 ・支所コード ・過誤納番号 ・歳出還付区分 ・延滞金終算日 ・法人管理番号 ・納付金融機関コード
・納付支店コード ・店舗コード ・店舗支店コード ・滞納管理共通1 ・滞納管理共通2 ・速確区分 ・優先区分 ・充当区分
・充当義務者宛名番号 ・充当科目コード ・充当科目詳細コード ・充当行政区コード ・充当期割団体コード ・充当調定年度
・充当当年度分 ・充当通知書番号 ・充当論理期別 ・充当収納履歴連番 ・充当特別徴収義務者指定番号 ・充当事業年度番号
・充当申告履歴連番 ・収納額から収納額 ・収納額から収納額(内訳1) ・収納額から収納額(内訳2) ・収納額から督促料
・収納額から延滞金 ・督促料から収納額 ・督促料から収納額(内訳1) ・督促料から収納額(内訳2) ・督促料から督促料
・督促料から延滞金 ・延滞金から収納額 ・延滞金から収納額(内訳1) ・延滞金から収納額(内訳2) ・延滞金から督促料
・延滞金から延滞金 ・収納額(内訳1)から収納額 ・収納額(内訳1)から収納額(内訳1) ・収納額(内訳1)から収納額(内訳2)
・収納額(内訳1)から督促料 ・収納額(内訳1)から延滞金 ・収納額(内訳2)から収納額 ・収納額(内訳2)から収納額(内訳1)
・収納額(内訳2)から収納額(内訳2) ・収納額(内訳2)から督促料 ・収納額(内訳2)から延滞金 ・還付加算金から収納額
・還付加算金から収納額(内訳1) ・還付加算金から収納額(内訳2) ・還付加算金から督促料 ・還付加算金から延滞金 ・予備1
・予備2 ・予備3 ・収納団体コード ・納付番号 ・確認番号 ・納付区分 ・納税者ID ・時効延長有無 ・収納キー ・収納キー連番

【滞納処分ファイル】

・義務者宛名番号	・科目コード	・科目詳細コード	・行政区コード	・期割団体コード
・調定年度	・年度分	・通知書番号	・論理期別	・特別徴収義務者指定番号
・事業年度番号	・申告履歴連番	・履歴連番	・処分日	・処分コード
・処分理由	・処分取消日	・処分取消区分	・引抜区分	・処分取消理由
・滞納区分	・滞納管理1	・滞納管理2	・処分調定額	・処分法人割調定額
・処分均等割調定額	・処分督促調定額	・処分延滞調定額	・事業年度自	・事業年度至
・申告区分	・予備1	・予備2	・予備3	

【納税組合員ファイル】

・科目コード ・科目詳細コード ・宛名番号 ・納組開始日 ・納組終了日 ・納組コード

【口座情報ファイル】

・宛名番号	・科目コード	・科目詳細コード	・振替振込区分	・口座登録連番
・履歴連番	・行政区コード	・申請日	・自治体受付日	・申請方法
・口座情報区分	・適用開始日	・適用終了日	・停止開始日	・停止終了日
・異動事由	・金融機関コード	・支店コード	・支店枝番	・口座種別
・ゆうちょ記号	・ゆうちょ番号	・口座番号	・表示用口座番号	・口座名義人番号
・口座名義人カナ	・口座名義人漢字	・前納区分	・口座開始通知書	・振替済通知書
・口座不能通知書	・口座開始通知書送付区分	・口座開始通知書送付日	・新規コード	・メモ

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1) 住民税賦課情報ファイル (2) 軽自動車税賦課情報ファイル (3) 収納管理情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手方法は、既存住記システム経由で取得する方法に限定されるため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・住民、企業、国税庁、年金保険者等から予め定められた方法に基づき入手する課税対象者情報は、1件ごとに4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査している。もし、対象者以外の情報が含まれていた場合には、本来の提出先への回送処理を行っている。 ・他自治体からの調査回答の入手は、1件ごとに4情報等を確認の上、対象者以外の情報を入手しないように精査する。 (eLTAXからの入手分) ・給与支払者、公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。） 地方税ポータルセンタ(eLTAX)では、申告等の手続きを行おうとしている者からしか情報を受け付けず、対象者以外の情報の入手ができないようシステムで制御している。eLTAXを利用するためには、利用届出を提出し、利用者IDと暗証番号を取得して、電子証明書を登録する必要がある。申告等の手続の際に添付される電子証明書と登録情報との確認を行うことにより、なりすましでないかの確認・検証ができる。 - また、利用届出や申告データ等に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） 公的年金等支払者から提出された情報に記載された提出先により、審査システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・国税庁 国税庁から所得税申告書等データを入手する際には、国税庁が足立区を送信先と設定した対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。 ・他自治体 他自治体から送信された情報に記載された提出先により、国税連携システム(eLTAX)が地方税ポータルサイト(eLTAX)から対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御している。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手方法は、既存住記システム経由で予め定められたインタフェース仕様に基づき、取得する方法に限定されるため、必要な情報以外の情報を入手することはない。 ・住民、企業、国税庁、年金保険者等から入手する課税対象者情報は、予め定められたインタフェース仕様、帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 ・他自治体からの調査回答の入手は、予め定められた帳票様式に基づき入手するため、必要な情報以外を入手することはない。 (eLTAXからの入手分) 審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)では、上記「対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容」欄に記載のとおり、各入手元からの情報に設定された提出先により、対象者以外の情報が入手できないようシステムで制御するとともに、法令等により定められた様式を用いることで、必要な情報以外を入手できないようシステムで制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。 ・住民、企業、国税庁、年金保険者等から入手する課税対象者情報は、住民、企業、国税庁、年金保険者等との間で予め定められた方法に基づく入手に限定することで、安全を担保している。 ・他自治体への照会に係る事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領を運用上定めており、それ以外での照会を禁止している。 (eLTAXからの入手分) ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 申告等の手続を行う者が、地方税法等の規定に基づき申告書等を提出する際には、法令等において手続に必要な事項を規定した様式を示していることから、申告等の手続を行う者は個人番号の記載が必要であると認識した上で申告書等を提出することとなる。 ・国税庁 特定個人情報の入手元である国税庁は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。 ・他自治体 特定個人情報の入手元である他自治体は、使用目的が法令に基づくものであることを理解した上で提供を行うこととなる。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
入手の際の本人確認の措置の内容	・住民、企業、年金保険者、国税庁等から入手する課税対象者情報は、申告書等に記載された個人情報に基づき、税務システムで本人確認を行う。また、窓口にて、住民から直接申告書を受け取るような場合には、個人番号カード(個人番号カードがない場合には通知カードと顔写真付の証明書(運転免許証、パスポート等))に基づき、本人確認を行う。 ・庁内連携システムから入手した情報については、入手元の各業務で本人確認を行う。 ・他自治体から入手する調査回答は、調査書等に記載された個人番号・4情報に基づき、税務システムで本人確認を行う。 (eLTAXからの入手分) ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・他自治体 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、足立区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	
個人番号の真正性確認の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、個人番号の真正性確認を行っている。 (eLTAXからの入手分) ○給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○国税庁 ○他自治体 特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、足立区が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。	
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	・上記の通り、入手の各段階で、本人確認とともに、特定個人情報の正確性を確保している。 ・職員にて収集した情報に基づいて、適宜、職権で修正することで、正確性を確保している。 (eLTAXからの入手分) ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)で受付を行った情報を原本として保存するシステムであるため、受領した情報をそのまま保管することとなる。 ・国税庁 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。 ・他自治体 正確性の確保については、特定個人情報の入手元である他自治体に委ねられる。	

その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手は、入退室管理をしているガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、情報漏えい、紛失等を防止している。 ・国税連携システム、審査システムでの課税対象者情報の入手については決められた仕様に基づく連携での入手に限定することで情報漏えい・紛失等を防止している。 ・住民、企業、他自治体、年金保険者から提出された申告情報の紙媒体での入手については、事前に提出先を広く周知することで、送付先誤り等による情報漏えい・紛失等を防止している。 ・他自治体への照会に係る事務では、公文書での調査依頼、調査結果の受領を運用上定めていることから、送付元の自治体内にて調査結果の送付時に、庁内決裁等の手続きの中で、宛先等を確認してもらう。 (eLTAXからの入手分) ・給与支払者、公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等を除く。) 申告等の手続を行う者から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までのインターネット回線については、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 公的年金等支払者から、地方税共同機構までは、施錠した容器に収納の上、輸送により又は持参により、暗号化された情報が記録されたDVDを受領している。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から審査システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信を行っている。 なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が取得したDVDは、施錠した容器に収納の上、輸送により、公的年金等支払者に返却している。 ・国税庁 国税庁から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは、専用回線を利用するとともに、暗号化通信を行っている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税連携システム(eLTAX)までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。 ・他自治体 他自治体から足立区までは、閉域網であるLGWANを利用するとともに、暗号化通信を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・共通機能(団体内統合宛名機能)は、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとしており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続を認めない。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	番号利用業務以外の部門(条例に規定されていない業務も含む)における照会では、操作権限により、個人番号が参照できない。(個人番号を物理的に表示しない)また、税務システムに対して、不要なアクセスができないよう、アクセス制御対策を行っている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	システムの利用の際には、個別ID・パスワードでの認証を必要としているため、ログイン権限のない者はシステムを利用できない。 また、システム内の各業務の利用権限は、ログインIDに対して付与しているため、業務利用権限のない者は当該業務を利用できない。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・年度当初に、システムの各業務を利用する所属職員のIDを更新する。 ・年度当初以外の時期に異動が生じた場合は、都度、追加・削除を行う。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	ユーザーID及び権限の設定については、システム管理者のみが操作できる仕組みとなっているため、十分な管理がされている。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	・システム内での特定個人情報を扱う画面のアクセスログを取得し、保管している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・各種操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑止している。 ・新規任用者に対し、研修を実施し、業務外利用を防止している。 ・非正規職員には、契約時に、業務上知り得た情報の業務外利用の禁止に関する条項を含む誓約書に署名をもらっている。 ・他市区町村や行政機関において、市民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、区民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事等を、課内にて情報共有している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	・許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御をする。 ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

☐ 委託しない

情報保護管理体制の確認

特定個人情報ファイルの開 覧者・更新者の制限

具体的な制限方法

特定個人情報ファイルの取
扱いの記録

具体的な方法

特定個人情報の提供ルール

委託先から他者への
提供に関するルール
の内容及びルール遵
守の確認方法

委託元と委託先間の
提供に関するルール
の内容及びルール遵
守の確認方法

特定個人情報の消去ルール

ルール内容及び ルール遵守の確認方 法

委託先は、本契約により受託した業務が完了したとき及び本区より返還の求めがあったときは、受託した業務に係る個人情報を返還しなければならない旨、定める。ただし、個人情報を委託先が廃棄する場合は、委託先は、第三者の利用に供されることのないよう善良な管理者の注意をもって、焼却、裁断、溶解、破砕等により処分しなければならない旨、定める。委託先が個人情報の廃棄及び消去を行ったときには、その結果について、廃棄又は消去した帳票名又はファイル名、個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、処理日、担当者名等を明示した文書をもって本区に報告することとする。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
	規定の内容	機密保持契約として以下を定めている。 ・第三者への提供、開示、漏えいの禁止。 ・目的外利用の禁止。 ・無断複製の禁止。 ・契約終了後の返還、廃棄、消去。 ・セキュリティ事故発生時の報告。 ・安全管理体制の報告、資料提出。 ・厳重な保管。 ・再委託に係る規定。 ・公表措置及び損害賠償義務に係る規定。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保		[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
	具体的な方法	・再委託が必要な場合は委託先から事前に再委託の必要性について書面で確認をし、承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、委託と同様の機密保持契約の遵守を規定しており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。	
その他の措置の内容		—	
リスクへの対策は十分か		[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
—			
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない			
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録		[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
	具体的な方法	・庁内組織間での提供、移転は庁内システム間連携のみとし、連携時のログにより確認できる。 ・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、情報提供の記録を保管している。 （eLTAXで提供する分） ○給与支払者 ・審査システム（eLTAX）を利用して給与支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ○公的年金等支払者（日本年金機構、地方公務員共済組合等） ・審査システム（eLTAX）を利用して公的年金支払者へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ・地方税ポータルセンタ（eLTAX）から公的年金支払者へ特別徴収税額通知データ等の情報が記録されたDVDをセキュリティ便に預ける際には、DVDの払出しを記録している。 ○地方税共同機構 ・審査システム（eLTAX）を利用して地方税ポータルセンタ（eLTAX）へ提供する特定個人情報については、送信処理の際に、提供した情報のファイル名、送信処理の日時及び結果等が審査システム（eLTAX）に記録される。 ○国税庁 ○他自治体 ・国税連携システム（eLTAX）を利用して提供する特定個人情報については、送信処理の際に、データ登録を行った職員名や送信日時、送信先団体名等が国税連携システム（eLTAX）に記録される。	
特定個人情報の提供・移転に関するルール		[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	

ルール内容及び ルール遵守の確認方法	・庁内組織間でのデータ連携については、予め定められた仕様に基づく自動連携であるため、職員による意図的な不正なやり取りは発生しない。 ・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員による確認を行い、提供記録を保管している。 (eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ○地方税共同機構 ・審査システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ○国税庁 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)を利用した他自治体への特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信方法は、あらかじめ定められた手順に沿って行われ提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。
その他の措置の内容	・端末から電子媒体への出力は特定の端末に限定している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムを介しての連携については、予め定められた仕様に基づく、サーバー間通信に限定しており、不適切な方法でのデータ連携は実施できないように対策している。 ・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、地方税法第20条の11に基づきデータ提供を行っている。 (eLTAXで提供する分) ○給与支払者 ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、また、提供を受ける者が提供されたデータの確認等をする場合にはインターネット回線を用いているが、地方税ポータルセンタ(eLTAX)に利用者IDとパスワードを用いてログインをし、確認している。これらのデータは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ○公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定される。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・地方税ポータルセンタ(eLTAX)から公的年金支払者にDVDにより提供する場合には、地方税共同機構がセキュリティ便により提供しており、不適切な方法で提供・移転が行われないようにしている。 ○地方税共同機構 ・審査システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法及び提供先はシステムの機能で決められている。なお、地方税ポータルセンタ(eLTAX)への送信には閉域網であるLGWANを用いており、データは暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ○国税庁 ・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と市区町村間は閉域網であるLGWAN、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。 ○他自治体 ・国税連携システム(eLTAX)において他自治体への特定個人情報の提供処理を行う場合、利用者ID及びパスワード等により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められている。提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)と送信元及び送信先地方団体の間は閉域網であるLGWANを用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、他自治体への特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	・庁内連携システムを介しての連携については、予め定めた仕様に基づき、自動的にデータを抽出し、データを提供しているため、誤った情報、誤った相手とやり取りすることはない。 ・他自治体への調査の依頼、結果の送付の際には、複数職員での確認を義務付けており、誤った情報を相手に提供することはない。 (eLTAXで提供する分) ・給与支払者 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには利用者IDがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。 ・公的年金等支払者(日本年金機構、地方公務員共済組合等) 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供処理の際にシステムに格納するデータには特別徴収義務者コードがあり、それにより提供先が設定されることで、提供先以外の者が入手することを防止している。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)からDVDで提供する公的年金等支払者との間は、地方税ポータルセンタ(eLTAX)が提供情報をDVDに記録の上、セキュリティ便により提供している。 ・地方税共同機構 審査システム(eLTAX)において、特定個人情報の提供処理を行う場合、税務担当者ID及び暗証番号により利用できる職員しか提供することができず、提供方法はシステムの機能で決められており、決められた情報のみ提供する。また、提供先として地方税ポータルセンタ(eLTAX)以外を設定することはできない仕様になっている。足立区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 ・国税庁 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 足立区と国税庁との間の情報連携については、提供先として国税庁以外を設定することはできない仕様になっている。足立区から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタ(eLTAX)から国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。 ・他自治体 国税連携システムで提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 送信先地方団体と送信元地方団体の間の情報連携については、提供先として指定した送信先地方団体以外には送信できない仕様になっている。送信元及び送信先地方団体から地方税ポータルセンタ(eLTAX)までは閉域網であるLGWANが利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステムの的に担保している。	
	リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・特定個人情報の照会が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバーへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバーへの処理要求のログや認証ログなどから、目的外の入手が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の照会が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・番号法に定められている事務以外での情報照会禁止されている旨、職員および関係者への周知を実施する。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェア(中間サーバー・プラットフォームの機能を実現するソフトウェア)における措置＞ ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバー・ソフトウェアを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている		

リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜税務システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ・情報照会にあたっては、中間サーバー・プラットフォームから入手した特定個人情報 that 庁内連携システム、税務システムへの登録の際に誤った状態で登録されることがないことを、検証工程で十分に確認しているため、入手にあたって特定個人情報 that 不正確となることはない。 ＜税務システムの運用における措置＞ — ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ — ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個人情報漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報照会を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な照会が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ・既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ・情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 中間サーバー・プラットフォームは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。 そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<足立区における措置> ・特定個人情報の提供が可能な事務および当該事務の権限を有する職員のみが実施できるよう認証および権限の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求のログや認証ログなどから、不正な提供が行われていないことを適宜確認する。 ・操作ログにより操作者、操作内容が把握可能である旨、職員および関係者に周知を行う。 ・特定個人情報の提供が認められている事務であることを確認した上で、情報提供ネットワークシステムとの接続を許可する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバー・ソフトウェアにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。 ・権限を有する職員のみが情報提供を行えるよう、使用者の認証および権限の認可の管理を厳格に行う。 ・中間サーバー・プラットフォームへの処理要求ログを記録し、処理実施者および操作内容を把握する。 ・操作ログや認証ログなどのアクセスログを基に、権限外の職員による操作の有無や、不正な提供が無いことを適宜確認する。 ・情報照会処理が行える端末を制限するとともに、画面コピー操作やフォルダー共有、外部記憶媒体の接続を制限する。 ・操作端末から離れる際には、画面のロックもしくはログアウトを徹底する。 ・職員に対して特定個人情報の適切な取り扱いについて周知するとともに安全保護対策の遵守を徹底させる。 ・個人番号を取り扱う業務を委託する場合には、区は委託先を適切に管理するとともに、委託先に対し特定個人情報の取り扱いの徹底と厳格な安全保護措置の実施を義務付けることとする。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 ＜中間サーバー・プラットフォームの運用における措置＞ —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	＜足立区における措置＞ 提供方式を情報提供ネットワークシステムによる提供に限定することで、誤った相手に提供してしまうリスクを軽減する。 ＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ —	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
＜中間サーバー・ソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・ソフトウェアの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 ＜足立区における措置＞ ・業務システム、中間サーバー・プラットフォーム接続端末での情報照会、情報提供等を業務マニュアルに記載し、新規従業員に対して、年1回研修を実施している。		
7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	＜足立区における措置＞ ・特定個人情報を扱う職員が離席する際には、特定個人情報を記した書類は机上に放置せず、キャビネットに施錠保管している。 ・特定個人情報を媒体に保管する場合は、運用ルールを定め、遵守している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ・事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はマシン室内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。

⑥技術的対策	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
具体的な対策の内容	<足立区における措置> ・足立区とガバメントクラウド間は専用回線を敷き、サーバーへのアクセスを制限している。 <ガバメントクラウドにおける措置> ・国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ・地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」(令和4年10月 デジタル庁。以下「利用基準」という。))に規定する「ASP」をいう。以下同じ。又はガバメントクラウド運用管理補助者(利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。))は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ・ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ・地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	
⑦バックアップ	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分にやっている]	<選択肢> 1) 特に力を入れてやっている 2) 十分にやっている 3) 十分にやっていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	・サーバーで管理しており、生存者の個人番号と同様の方法にて安全管理措置を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	・氏名、住所等の情報については、既存住記システムを介して、常に最新情報に更新している。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		

消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<足立区における措置> ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<足立区における措置> 実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 <国税連携システム(eLTAX)における措置> 「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<足立区における措置> 全項目評価書の記載内容について、特定個人情報保護委員会が発行するガイドラインに基づき、定期的に内部監査を実施する。 <ガバメントクラウドにおける措置> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> 運営する認定委託先事業者が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている。また、地方税ポータルセンタ(eLTAX)については、運営する地方税共同機構が、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を受けている <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	
2. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<足立区における措置> ・職員に対し、個人情報保護や情報セキュリティに関する研修等を実施する。 ・事業者には、事業の従事者に対し、委託契約の仕様に個人情報保護や情報セキュリティに関する教育又は研修の実施を義務付けている。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 <審査システム(eLTAX)及び国税連携システム(eLTAX)における措置> ・担当者を地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)に実施することとしている。	

3. その他のリスク対策

<ガバメントクラウドにおける措置>

ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。

ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。

具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	足立区政策経営部政情情報課情報公開担当 〒120-8510 東京都足立区中央本町一丁目17番1号 03-3880-5225
②請求方法	法令等で定める様式による書面の提出により開示・停止・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	開示請求の手続きについては、以下のホームページに掲載している。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/ku/mado/joho-kaijisekyu.html
③手数料等	[無料] ＜選択肢＞ 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 手数料はかからないが、写しを交付する場合は実費の負担が生じる。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] ＜選択肢＞ 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	(1)個人住民税賦課事務ファイル (2)軽自動車税(種別割)賦課事務ファイル (3)収納管理システム事務ファイル
公表場所	当区のWebサイトにて公表している。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/kusei-kojinnjouhoufile.html
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	足立区区民部課税課 郵便番号120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号 電話: 足立区課税課 03-3880-5232
②対応方法	・問合せがあった場合、問い合わせの内容と対応の経過について記録を残す。 ・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、政策経営部政情情報課情報公開担当に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年8月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	足立区パブリックコメント実施要綱に基づき、意見公募手続きを実施し、広く住民等の意見を聴取する。
②実施日・期間	令和6年8月26日から令和6年9月25日まで
③期間を短縮する特段の理由	なし
④主な意見の内容	-
⑤評価書への反映	-
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年10月(予定)
②方法	足立区情報公開・個人情報保護審議会の小委員会において点検を受ける。
③結果	-
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」、「納税管理業務」に分かれ事務を行っている。	足立区における地方税に関する事務は、以下の「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」に分かれ事務を行っている。	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	4 納税管理業務(※「(別添1)業務の内容」を参照) (1)滞納整理に関する業務 地方税法、国税徴収法に基づき、特別区民税、都民税、軽自動車税を滞納している個人及び法人(以下、「滞納者」という。)に対し、納税交渉、催告、調査、滞納処分等を行う。 ○収納管理情報の入手 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課・収納情報を税務システムから入手する。 ○催告書の送付 滞納者の未納税額等の催告書印刷データを作成し、これを印刷・封入封緘事業者に提供し、催告書の印刷・封入封緘を行い、滞納者に催告書を送付する。 ○納税交渉 滞納者との納税交渉により、分割納付、徴収猶予等を行い、税務システムに登録し管理する。 ○各種調査 地方税法、国税徴収法に基づき、滞納者について官公署に対する実態調査及び金融機関等に対する財産調査を行う。調査の結果、入手した情報は、税務システムに登録し管理する。 ○滞納処分 地方税法、国税徴収法に基づき、各種調査結果に応じて、滞納処分を行う。滞納処分情報は税務システムで登録し管理する。 (2)名寄せに関する業務 住記情報から取得した個人情報を基に、複	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	○情報照会 番号法別表第二に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」	○情報照会 番号法第19条第8項・第9項に基づき、地方税に関する事務において、中間サーバー・プラットフォームに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報照会を行う。 実施事務:「住民税賦課業務」、「軽自動車税賦課業務」、「税収納業務」	事後	・番号法別表第二の廃止に伴い記載の変更。 ・「税収納業務」の追加。
令和6年8月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ②システムの機能	・滞納管理機能:上記で、納期限までに収納されなかった地方税に対する催告、滞納処分、延滞金計算。	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2の①システム名称	情報連携プラットフォーム	共通機能(団体内統合宛名機能)	事前	
令和6年8月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2の②システムの機能	1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号と事務および保有する特定個人情報と紐付け、その情報の管理を行う ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 ・個人番号利用事務と特定個人情報ファイルの紐付け ・個人特定のためのデータ照合機能(名寄せ管理機能) 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、 情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する ・文字コード変換機能 ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイルの登録 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、 情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイル登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位)	1 団体内統合宛名(利用)管理機能 足立区において個人を識別するための団体内統合宛名(利用)番号の管理を行う ・団体内統合宛名(利用)番号の符番管理 2 情報連携機能 各業務システムと中間サーバー・プラットフォームとの間で発生する各種の要求処理を中継し、 情報連携を行うために共通で必要となる情報連携インターフェースを提供する ・情報照会要求と照会結果の中継 ・特定個人情報ファイル登録の中継 ・符号の取得要求 ・中間サーバーからの4情報照会への応答 ・自動応答不可・不開示フラグの中継(団体内統合宛名番号単位)	事前	
令和6年8月26日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	(4)納税管理情報ファイル	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ①事務実施上の必要性	4 納税管理情報ファイル 各個人の滞納状況および各種調査結果等の情報を正確に把握する。	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 第3項 別表第一の16の項	番号法第9条第1項 第2項 別表の24の項	事後	番号法改正に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	－	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	事前	
令和6年8月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の以下の項 1. 2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120	番号法第19条第8号 第9号	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	別添1 事務の内容 (1)住民税賦課業務 (2)軽自動車税賦課業務 (3)税収納業務	(略)	システム構成図において、ガバメントクラウドの範囲を明示	事前	
令和6年8月26日	別添1 事務の内容 (3)税収納業務	－	4. 収納管理情報の連携 ⑩収納管理情報(特定個人情報を含まない)を庁内連携システム経由で各業務システムへ送付する。	事後	現行の処理に合わせて記載を追加。
令和6年8月26日	別添1 事務の内容 (4)納税管理業務	(略)	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 2. 基本情報～3. 特定個人情報の入手・使用	(略)	記録項目等を標準準拠システムの内容に合わせて修正	事前	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1(課税資料パンチ委託)	特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体、紙	特定個人情報ファイルの提供方法 電子記録媒体 (「紙」を削除)	事後	実際の運用に合わせて修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2(システム保守委託)	特定個人情報ファイルの提供方法 情報システム課内で税務システム端末の直接操作	特定個人情報ファイルの提供方法 受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする	事前	
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5(中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報登録等に係る事務)	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 番号法第19条7号 別表第二で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 番号法第19条8号で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1	別紙_Ⅱ-5. 番号法第19条第7号別表第二の各項番に対応する提供・移転先	特定個人番号利用事務を処理する者として主務省令で定めるもの	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1①法令上の根拠	別紙_Ⅱ-5. 番号法第19条第7号別表第二の各項番に対応する①法律上の根拠	番号法第19条第8号	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1②提供先における用途	別紙_Ⅱ-5. 番号法第19条第7号別表第二の各項番に対応する②提供先における用途	主務省令で定める用途	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1③提供する情報	別紙_Ⅱ-5. 番号法第19条第7号別表第二の各項番に対応する③提供する情報	主務省令で定める利用特定個人情報	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先2①法令上の根拠	番号法第19条第1号	(削除)	事後	番号法改正に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先3①法令上の根拠、②提供先における用途	－	① 学校教育法第19条、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律第1条、足立区就学援助実施要綱第7条 ② 就学援助の認定審査にかかる事務	事後	担当課に確認のうえ、不足していた根拠法令及び用途を追記。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先4①法令上の根拠	番号法第19条第1号	(削除)	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転提供先5①法令上の根拠	番号法第19条第1号	(削除)	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 5.特定個人情報の提供・移転移転先2③移転する情報	高齢者の医療の確保に関する法律・国民年金法・特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律	住民税の賦課情報	事後	誤記を修正。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<足立区における措置> ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退室管理を行っている区画の施設可能なラックに設置されたサーバー内のディスクに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による認証と認可を必要としている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	<足立区における措置> ・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (1)住民税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所、③消去方法	－	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年8月26日	別表Ⅱ－5	番号法第19条第7号別表第二の各項番に対応する提供の一覧	(削除)	事後	番号法改正に伴う修正。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 2.基本情報	(略)	記録項目等を標準準拠システムの内容に合わせて修正	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2(システム保守委託)	特定個人情報ファイルの提供方法 情報システム課内で税務システム端末の直接操作	特定個人情報ファイルの提供方法 受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4(中間サーバー・プラットフォームへの特定個人情報登録等に係る事務)	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 番号法第19条7号 別表第二で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性 番号法第19条8号で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	番号法改正に伴う修正。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜足立区における措置＞ ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退室管理を行っている区画の施錠可能なラックに設置されたサーバー内のディスクに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による認証と認可を必要としている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜足立区における措置＞ ・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (2)軽自動車税賦課情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所、③消去方法		「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	(略)	記録項目等を標準準拠システムの内容に合わせて修正	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・4情報、その他住民票関係情報、連絡先：①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報：算出された住民税額を把握するために保有	・4情報、連絡先：①本人への連絡を行うために保有 ②督促状、還付・充当通知書等の送付先を設定、確認するために保有 ・地方税関係情報：口座振替の実施及び振替結果の確認のため保有	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	I 収納管理に関する事務 特別区民税・都民税及び軽自動車税の賦課情報、収納情報から、収納、還付、充当などの収納管理事務を行う。 II 名寄せに関する事務 複数の宛名番号を保持する住民等の収納情報の名寄せを行う。	I 収納履歴情報の管理 ・日々の消込データを累積し、日々の日計処理や納付履歴管理、決算処理を行う。 II 滞納処分情報の管理 ・督促発送履歴や行政処分情報の管理を行う III 納税組合員加入状況の管理 ・納税組合員加入状況の管理を行う	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	住基情報から取得した宛名情報と、当該システムにおける宛名情報の突合を行う。(上記II)	賦課情報と突合して滞納有無の確認を行う。	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取り扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	システムの安定した稼働のため専門的な知識を有する民間事業者に委託している。そのため特定個人情報の全体を事業者に利用させる必要がある。	番号法第19条8号で規定される事務の実施にあたって、特定個人情報の登録等が必要であるため。	事後	現行の業務に合わせて記載を変更。
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項5(システム保守委託)	特定個人情報ファイルの提供方法 情報システム課内で税務システム端末の直接操作	特定個人情報ファイルの提供方法 受託者の社内アクセスルーム端末よりガバメントクラウド上の特定個人情報ファイルにアクセスする	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	＜足立区における措置＞ ・特定個人情報が記録されるデータベースは、厳重な入退室管理を行っている区画の施錠可能なラックに設置されたサーバー内のディスクに保管され、物理的なアクセスを制限している。 ・サーバーやデータベースには、許可された者以外がアクセスできないよう、管理者による認証と認可を必要としている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3)収納管理情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	＜足立区における措置＞ ・7年経過後のデータについては、アクセス不可となるように設定変更している。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、保存された特定個人情報が不正に読み出されないよう、物理的破壊または専用ソフトで完全に消去を行う。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (3) 収納管理情報ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 ① 保管場所、③ 消去方法	－	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年8月26日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 (4) 納税管理情報ファイル	(略)	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 (1) 住民税賦課情報ファイル (2) 軽自動車税賦課情報ファイル (3) 収納管理情報ファイル	(略)	標準準拠システムの内容に合わせ、全面的に修正	事前	
令和6年8月26日	別添2 特定個人情報ファイル記録項目 (4) 納税管理情報ファイル	(略)	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 1. 特定個人情報ファイル名	(4) 納税管理情報ファイル	(削除)	事後	納税管理業務は別システムで処理している(特定個人情報の利用なし)ため、本評価書の対象外とする。
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手 リスク2: 不適切な方法で入手が行われるリスク	リスクに対する措置の内容 ・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、入退室管理をしているマシン室内のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。	リスクに対する措置の内容 ・足立区民の個人番号、4情報、その他の住民関係情報の入手については、ガバメントクラウド上のサーバー間通信に限定することで、安全を担保している。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	・情報連携プラットフォームは、番号法別表第一及び関係主務省令に定められた部署以外からの特定個人情報へのアクセスが行えないような仕組みを構築する。また、情報連携プラットフォームへは個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとする予定であり、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。	・共通機能(団体内統合宛名機能)は、個人番号、氏名や生年月日等の基本的な情報のみ保持する仕組みとしており、当該事務にて必要のない情報との紐付けは物理的に不可能である。 ・共通機能(団体内統合宛名機能)へは、権限のない者の接続を認めない。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4: 特定個人情報が不正に複製されるリスク	リスクに対する措置の内容 ・バックアップファイルの作成は、入退室管理をしているマシン室での作業に限定されている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザーのみが、特定の端末で実施することに限定している。	リスクに対する措置の内容 ・許可なく外部記憶媒体の利用はできないように制御をする。 ・システムの運用管理について権限を有する操作者によるバックアップデータ以外に、特定個人情報保護ファイルの複製はできないように権限を管理する。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク	＜税務システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、税務システム間の連は、LGWAN、庁内ネットワーク及びサーバー間通信に限定されるため、安全が確保されている。	＜税務システム、庁内連携システムのソフトウェアにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームと庁内連携システム、税務システム間の連は、LGWAN、庁内ネットワーク、サーバー間通信及びガバメントクラウドとの専用線接続に限定されるため、安全が確保されている。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続されている庁内ネットワークとは分離されており、その境界はルーターおよびファイアウォールにより相互の通信が行えないよう制御を行っている。なお、基幹系ネットワークは、インターネットとの接続を禁止している。	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットと接続されている庁内ネットワークとは分離されており、その境界はルーターおよびファイアウォールにより相互の通信が行えないよう制御を行っている。なお、基幹系ネットワークは、インターネットとの接続を禁止している。	＜足立区における措置＞ ・税務システムが接続する基幹系ネットワークのセグメントは、インターネットとの接続を禁止している。区の基幹系ネットワークとガバメントクラウドの間はインターネット接続回線を介さない専用線接続となっている。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤ 物理的対策	＜足立区における措置＞ ・特定個人情報を保管するサーバーの設置場所では、入退室管理を行っている。 ・特定個人情報を保管するサーバーに係る脅威に対して、無停電電源装置の設置、室温管理、ケーブルの安全管理、耐震対策、防火措置、防水措置等を講じている。	自庁内にデータを保管しなくなることから、左記の2点は削除	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策	<足立区における措置> ・OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用修正ソフトウェア(いわゆるセキュリティパッチ)を適用している。 ・ファイアウォールにより、サーバーへのアクセスを制御している。 ・日次でバックアップファイルを取得して、遠隔地に電送して保管している。	<足立区における措置> ・足立区とガバメントクラウド間は専用回線を敷き、サーバーへのアクセスを制限している。	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑤物理的対策、⑥技術的対策	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策	・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、期限を経過した情報はアクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	<足立区における措置> ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。 <ガバメントクラウドにおける措置> データの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを	事前	
令和6年8月26日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの 取扱いプロセスにおけるリスク対策 7.特定個人情報の保管・消去 リスク3:特定個人情報が消去されずいつまでも存在する リスク その他の措置の内容	・地方税法に基づき、保存年限7年間とし、期限を経過した情報はアクセス不可となるように設定変更している。 ・申告書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を実施している。	(削除)	事前	誤記を修正。
令和6年8月26日	Ⅳ その他のリスク対策 ②監査	—	「ガバメントクラウドにおける措置」を追記	事前	
令和6年8月26日	Ⅴ 開示請求、問合せ 1.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表	行っていない	行っている (1)個人住民税賦課事務ファイル (2)軽自動車税(種別割)賦課事務ファイル (3)収納管理システム事務ファイル 当区のWebサイトにて公表している。 https://www.city.adachi.tokyo.jp/kuse/kusei-kojinjouhoufile.html	事後	特定個人情報ファイルに対する重要な変更にあたらないう変更
令和6年8月26日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ②対応方法	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、広報室区政情報課情報公開担当に報告する。	・情報漏えい等に関する問い合わせがあった場合は、実施機関において必要な対応を行い、政策経営部区政情報課情報公開担当に報告する。	事後	組織改正による名称変更に対応。